

令和6年度第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 会議概要

日時 令和6年8月9日(金) 15時30分～17時00分
場所 県大津合同庁舎7階7-A会議室
議題 滋賀県のすべての子ども達のための、いじめの課題と取組について

主な意見等 【各委員】

- ・先生の初期対応は大事。相談してくれた時、相談してくれてありがとうと示してほしい。上から目線ではなく、一緒に今後の流れを考える仲間になることが大切。
- ・組織でいじめに取り組んでいるとか、アセスメントを実施できているかの調査結果をみると、県立学校に比べて私立学校は半数である。大いに反省すべきと考える。私立学校の教育研究集会は今年オンライン開催だが、来年以降は対面での研修会、分科会を行い、改善に着手したい。
- ・子どもの現状は、例えばグループ内で人間関係がこじれる等、居場所の確保をめぐり、学校がサバイバルの場の様になっている場合がある。更にSNSを介して事態が深刻化することもある。学校を子ども個々が安心して過ごせる場にすることが、いじめ未然防止につながると考える。
- ・産業医の経験で述べると、大人の場合ストレスチェックで10%がひっかかる。うち精神科の治療を受けているのは1～3%。そう考えると重大事態の件数に対し、背景に潜んでいる人数については、百倍はあるだろう。それを押さえる仕組みができていれば不安はないが、それがいじめ事案かどうか決める前に、スクリーニングして、SC(スクールカウンセラー)につなぐことが大事。それはできているのか。
- ・SCがいじめに関わるとき、いじめかどうかの判断、被害側の支援、加害側の指導等、関わり方は様々で、その判断は学校に任されている。担任の先生、学校任せでなく、SCという第三者の目を入れることは大事。
- ・不登校、自死、虐待等、学校だから取り組めることがある。いじめについて言えば、いじめられた子どもやいじめをしてしまう子どもをキャッチし、その子どもをアセスメントするため、SCやSSWの活用が必要。スクリーニングについて言えば、学校には同じ発達段階の子どもをまとめて見て異変を感じることができる集団の強みがあり、これが機能すれば大体のことはキャッチできる。
- ・子どもがSOSを発するのは勇気のいることである、まずは大人自身が率先して助けてと言えるようにしていこうと呼びかけている。また、ストレスが日常でかかると学校でいじめなどの行動につながってしまうため、学校以外でも世帯に対する福祉の支援をしっかりとしようと呼びかけている。こういった取り組みの結果、学校や社会でより良く過ごせると考えている。
- ・いじめについて不適切な対処が全国的に発生。原因としては、そもそも学校の認知の遅れ。その原因としては法の理解が進んでいないこともある。保護者はネット普及で法をよく知っていて、学校は後手後手の対応に。学校は主体的ではなく、場当たり的な対応で保護者対応が困難になり、本来的な子どもの権利を守ることができていない。学校としては対策・方針について保護者に理解を得た上で協力を求めることが望ましい。信頼関係を損なわないよう初期対応は大事。



- ・LINEじんけん相談という取り組みを行っているが、9月2日からは一人一台端末からチャット人権相談ができるようになる。
- ・6月にスマホサミットを行った。その中で、「今何をやっているか写真をアップしないといけない」等、家に居るときでも仲間からの要求に追われ、対応しないと仲間外れになるとの話もあった。
- ・いじめ被害者が警察へ相談に来る時には相当な勇気がいる。刑罰法令に触れるものは検挙や補導となるが、当事者に寄り添って、学校で対応を行うことがまずは大事。
- ・いじめの関係を一番よくわかっているのは生徒と思う。生徒からの通告システムがあってもいいのではないか。2019年に大津市の取組でAIによるいじめ予測システムが導入されたようだが、その後、活用状況について情報提供いただきたい。
- ・いじめの総認知件数の増加をどう読み解くのか。先生が丁寧に認知しているのは事実。ただ、先生がどのように気付いてどう寄り添うのかの知識・意識があるかが課題。ただ、根本は子どもが人権意識をどう持つか、教師が子どもの人権をどう考えるかが大事。外国籍・障害・家庭環境が厳しい子ども等、多様であるため、多様な寄り添い方が大事。理解と実践が重要。悩み相談を先生だけで行うことは無理。先生が働きやすい外部連携を。先生の働き方について、余裕があれば寄り添える。
- ・学校は実態に合っていない校則違反での生徒指導に追われているため、校則の見直しを行うべき。生徒指導提要にも書かれている。私立学校の方が校則の見直しが進んでいる。それが、先生の業務緩和につながるのでは。
- ・不登校が背景にあるいじめについて、いじめが先か不登校が先か複雑なものが多い。疑ったらすぐにいじめ対応組織につなぐことが重要。学校内のいじめ対応組織がどう動いているかを、県教委や市町教委・設置者がチェックし、そのいじめ方針の見直し等しっかりと見ていくべき。
- ・ある地域の学校のいじめ防止基本方針は全部一緒である場合も少なくない。モデルはあるだろうが、学校毎の工夫が欲しい。

【副知事】

- ・いじめの定義について社会通念上と法の乖離がある。いじめ対応については、第三者の目を早期にいれていくことが当たり前だという意識が大切。

【知事まとめ】

県が設置している再調査委員会の提言を具現化したいので、今日この会議を開催した。本日の意見や議論の内容をまとめると、9つになる。

- ① 公立私立の別なく、小中高、それぞれやるべきことをやる。
- ② ①が可能となるよう教職員の感度、感性、意識、知識を高める、整えるための研修の実施。
- ③スクリーニング、アセスメントの仕組み、システムを整える。
- ④ ③をより充実したものとするために第三者、スペシャリストの活用。
- ⑤ 通告やAIなど新しい仕組み、システムをどのように活用するか。
- ⑥ あらゆる機関との連携。
- ⑦ 学校いじめ対策組織の再点検。
- ⑧ 校則の見直しを含めみんなが縛られてしまっているものを解放しながら対応。
- ⑨ 県の行政組織の感度・感性を高める。

公私の別なく、小中高、今は幼稚園や保育園等含めるとなるのかもしれないが、教育機関がやるべきことをやっていける体制作りのために県全体で力を合わせていきたい。

令和6年度第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会

次 第

日時: 令和6年8月9日(金)
15時30分~17時
場所: 大津合同庁舎7-A 会議室

開 会

- 1 会長(知事)あいさつ
- 2 議題

滋賀県のすべての子ども達のための、いじめ対策の課題と取組について

閉 会

○配布資料

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会名簿、配席図

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例…………… P 1

資料1 滋賀県いじめ再調査委員会報告書での指摘・提言を踏まえた

県のいじめ対策の取組…………… P 3

資料2 滋賀県におけるいじめの状況…………… P12

資料3 いじめ問題への対処に係るフロー図…………… P15

資料4 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要(案)…………… P16

参考資料1 滋賀県いじめ防止基本方針(概要)…………… P17

参考資料2 令和5年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果…………… P18

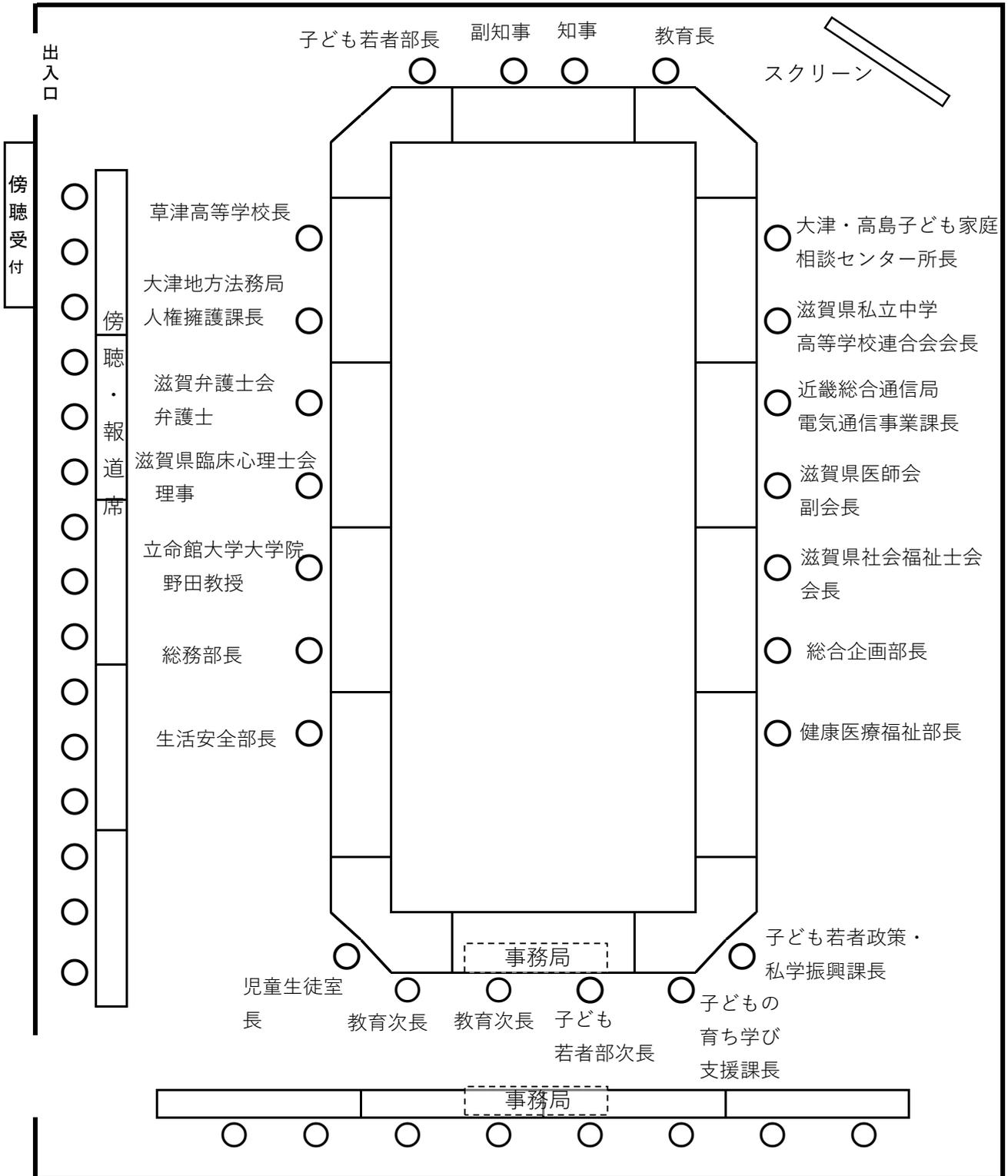
参考資料3 令和6年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策…………… P47

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会名簿(令和6年度)

(敬称略) 読み方

会 長	知事		三日月 大造	みかづき たいぞう
	副知事		岸本 織江	きしもと おりえ
	総合企画部長		松田 千春	まつだ ちはる
	総務部長		岡田 英基	おかだ ひでき
	健康医療福祉部長		山田 忠利	やまだ ただとし
	子ども若者部長		村井 泰彦	むらい やすひこ
県教育委員会	教育長		福永 忠克	ふくなが ただかつ
県警察本部	生活安全部長		田中 敏雄	たなか としお
児童相談所	大津・高島子ども家庭相談センター	所長	秋野 滋彦	あきの しげひこ
県立学校	草津高等学校	校長	北川 公洋	きたがわ こうよう
私立学校	滋賀県私立中学高等学校連合会	会長	近藤 芳治	こんどう よしはる
関係行政機関	大津地方法務局 人権擁護課	課長	榎本 知也	えのもと ともや
	近畿総合通信局 電気通信事業課	課長	赤崎 正浩	あかさき まさひろ
関係団体	滋賀弁護士会	弁護士	関口 速人	せきぐち はやと
	滋賀県医師会	副会長	木村 隆	きむら たかし
	滋賀県臨床心理士会	理事	田中 泉	たなか いずみ
	滋賀県社会福祉士会	会長	山内 克仁	やまうち かつひと
学識経験者	立命館大学	教授	野田 正人	のだ まさと
	NPO法人ジェントルハートプロジェクト	理事	小森 美登里	こもり みどり

座席表



滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の開催実績

時 期	滋賀県いじめ問題対策連絡協議会開催実績
平成 26 年5月 平成 27 年2月	○平成 26 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（5 月 29 日） ・平成 26 年度の取組に係る情報共有と取組の連携に向けた意見交換 ○平成 26 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（2 月 16 日） ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ・平成 25 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 27 年6月 平成 27 年 11 月	○平成 27 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（6 月1日） ・県PTA連合会の取組紹介(PTAによるいじめ防止活動等) ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ○平成 27 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（11 月 26 日） ・滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の取組紹介(調査委員会活動) ・平成 26 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 28 年6月 平成 29 年1月	○平成 28 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（6 月 28 日） ・近畿総合通信局の取組紹介(ネット適正利用等) ・滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について ○平成 28 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（1 月 16 日） ・平成 27 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・LINE株式会社の取組紹介(SNS等)
平成 29 年8月 平成 30 年1月	○平成 29 年度第1回いじめ問題対策連絡協議会（8 月 4 日） ・打出中学校(生徒会活動等)、日野高校の取組紹介(生徒相談等) ・滋賀県いじめ防止基本方針の改定について ○平成 29 年度第2回いじめ問題対策連絡協議会（1 月 19 日） ・大津市の取組紹介(SNS相談等) ・滋賀県いじめ防止基本方針の改定について ・平成 28 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より)
平成 30 年 11 月	○平成 30 年度いじめ問題対策連絡協議会（11 月 2 日） ・平成 29 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・SSWの取組紹介(関係機関の連携等)
令和元年 11 月	○平成 31 年度いじめ問題対策連絡協議会（11 月 5 日） ・平成 30 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・いじめ問題等における法的対応について ～リスク管理の観点から考えるソーシャルワークとリーガルワーク～
令和2年 11 月	○令和2年度いじめ問題対策連絡協議会（11月2日） ・平成 31 年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・コロナ禍での学校の状況について
令和3年 11 月	○令和3年度いじめ問題対策連絡協議会（11月2日） ・令和2年度のいじめの状況(学校諸問題調査結果より) ・インターネット(SNS等)によるいじめの防止について
令和4年 11 月	○令和4年度いじめ問題対策連絡協議会（11月4日） ・令和3年度滋賀県のいじめの状況について ・「子ども基本法」や「生徒指導提要」改定を踏まえた「いじめ防止対策」について
令和5年 11 月	○令和5年度いじめ問題対策連絡協議会（11月15日） ・令和4年度滋賀県のいじめの状況について ・「いじめ防止対策推進法施行10年」について
令和6年8月	○令和6年度第1回いじめ問題対策連絡協議会(8月9日) ・滋賀県のすべての子ども達のための、いじめ対策の課題と取組について

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例(平成 26 年滋賀県条例 16 号)

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 14 条第1項の規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者(第4号から第 11 号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者)をもって構成する。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (3) 教育長
- (4) 警察本部の職員
- (5) 県立学校の校長
- (6) 子ども家庭相談センターの長
- (7) 県の職員(前各号に掲げる者を除く。)
- (8) 関係行政機関の長またはその指名する職員
- (9) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の校長
- (10)いじめの防止等に関する団体の代表者またはその指名する者
- (11)学識経験を有する者

2 協議会の構成員の定数は、20 人以内とする。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、知事をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、協議会の構成員のうちから、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき協議会の構成員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する協議会の構成員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する協議会の構成員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、滋賀県教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

付 則

(平成 28 年条例第 21 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本県におけるいじめの認知件数・重大事態件数の増加傾向や、滋賀県いじめ再調査委員会の調査報告書の指摘・提言を踏まえた県はいじめ対策を共有し、課題や今後取り組むべき内容について意見をいただきたい。

- ① いじめ防止対策推進法に基づく学校での適切な対応の推進に向けた取組について
- ② 学校はいじめ事案対応に対する県の指導・助言等について
- ③ その他いじめの未然防止・早期発見・対応に係る必要な取組について

本県におけるいじめの現状

資料2 滋賀県におけるいじめの状況

いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態とは(法第28条)

下記①、②の場合に、その事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該学校の設置者または学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

①生命心身財産重大事態

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合
 ・心身に重大な傷害を負った場合
 ・金品等に重大な被害を被った場合
 ・精神性の疾患を発症した場合

②不登校重大事態

いじめにより、相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ※ 相当の期間とは30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には30日未満でも設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議したりするなど、丁寧に対応することが必要

重大事態の調査の目的

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止を目的とする

(文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月))

令和3年度(2021年度)に県内私立中学校から発生報告があったいじめ重大事態について、令和5年(2023年)9月28日に滋賀県いじめ再調査委員会に対し、知事より諮問、初めて同委員会における調査が実施され、令和6年(2024年)4月30日に同委員会より答申が行われた。

滋賀県いじめ再調査委員会(県附属機関)

いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の知事の附属機関。知事の諮問に応じ、法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行う。

報告書における指摘・提言（概要）

◇学校の課題

- ・ いじめとしての認知が適切になされなかった
- ・ 疑いがある時点でいじめによる不登校重大事態として調査が開始されなかった
- ・ 背景にある、いじめ問題に特化した研修の不十分さ
- ・ 重大事態調査のための第三者委員会について、委員の中立性・公平性の担保がなされなかった

◇県の課題

- ・ いじめの認知・重大事態の認知に関し、早くからの強い指導、助言の必要性
- ・ 重大事態調査のための第三者委員会の設置に関して、中立性・公平性を保つための強い指導、助言の必要性
- ・ 保護者からの申し入れなどに対するより丁寧な対応の必要性

◇提言

- ・ 当該校における調査報告書に関する研修および全教職員が参加する研修の早期実施ならびに毎年の実施
- ・ 当該校における①いじめの認識、②組織体制、③生徒指導のあり方、④保護者連携の検証
- ・ スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー等の専門能力を有するスタッフの活用と多職種連携
- ・ 生徒理解のためのアセスメントと事例検討会の実施

調査報告書での指摘・提言を踏まえた県のいじめ対策の取組

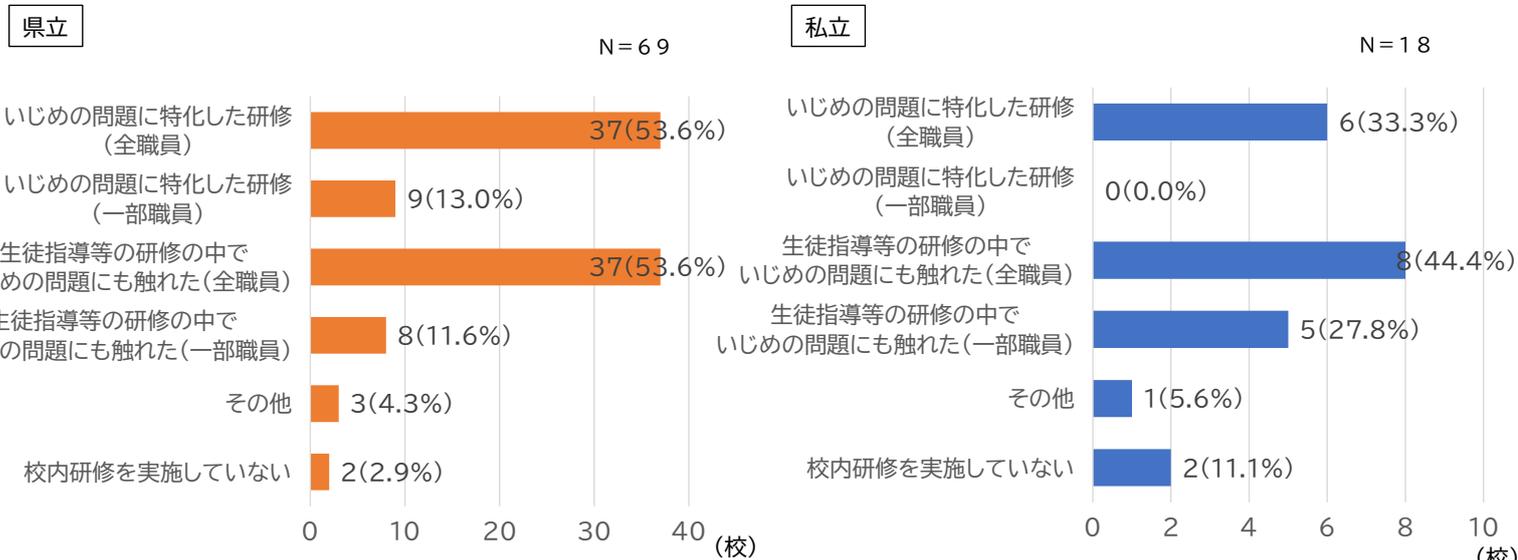
	いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめへの対処
I 子ども に対して	○児童生徒の主体的な活動の推進	○相談窓口の周知 ・県内全小・中・高・義務教育学校に、こころんダイヤル、LINE相談のカード配布(6月) ・1人1台端末を活用した相談窓口の周知(7月) ・保護者向け情報誌「教育しが」電子版での啓発(8月)	
II 学校現場 に対して	○道徳教育や人権教育および体験活動等の充実 ○「いじめ」についての指導の実践啓発 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の活用促進	○いじめ対応に関して方針の再確認、基本的対応の周知徹底 ○教員向けのいじめ問題への対応等の徹底 ・研修への積極的な受講勧奨 ・いじめ問題に係る研修会の臨時開催の検討 ・いじめへの対応リーフレット等の啓発資材の検討	○学校外の第三者的な立場・機関のいじめ問題への助言、介入、調整等の仕組みづくりの検討
III 県として (制度面 等)	○いじめ対策の発信 ・いじめ問題対策連絡協議会の臨時開催による県民に向けた発信 ○県いじめ防止基本方針の見直し ・いじめの重大事態調査に関する国の指針の見直しの議論を踏まえた県基本方針の見直し		○県担当職員向けのいじめ事案に係る対応の業務説明書の充実 ・私学の事案に関する指導・助言のタイミングや留意事項等の作成

「学校の課題」に関する現状①

◇学校の課題

- いじめとしての認知が適切になされなかった
- 疑いがある時点でいじめによる不登校重大事態として調査が開始されなかった
- 背景にある、いじめ問題に特化した研修の不十分さ
- 重大事態調査のための第三者委員会について、委員の中立性・公平性の担保がなされなかった

「いじめの問題に関する校内研修会」の実施様態（複数回答）（県立学校・私立学校）（滋賀県R6.7調査）



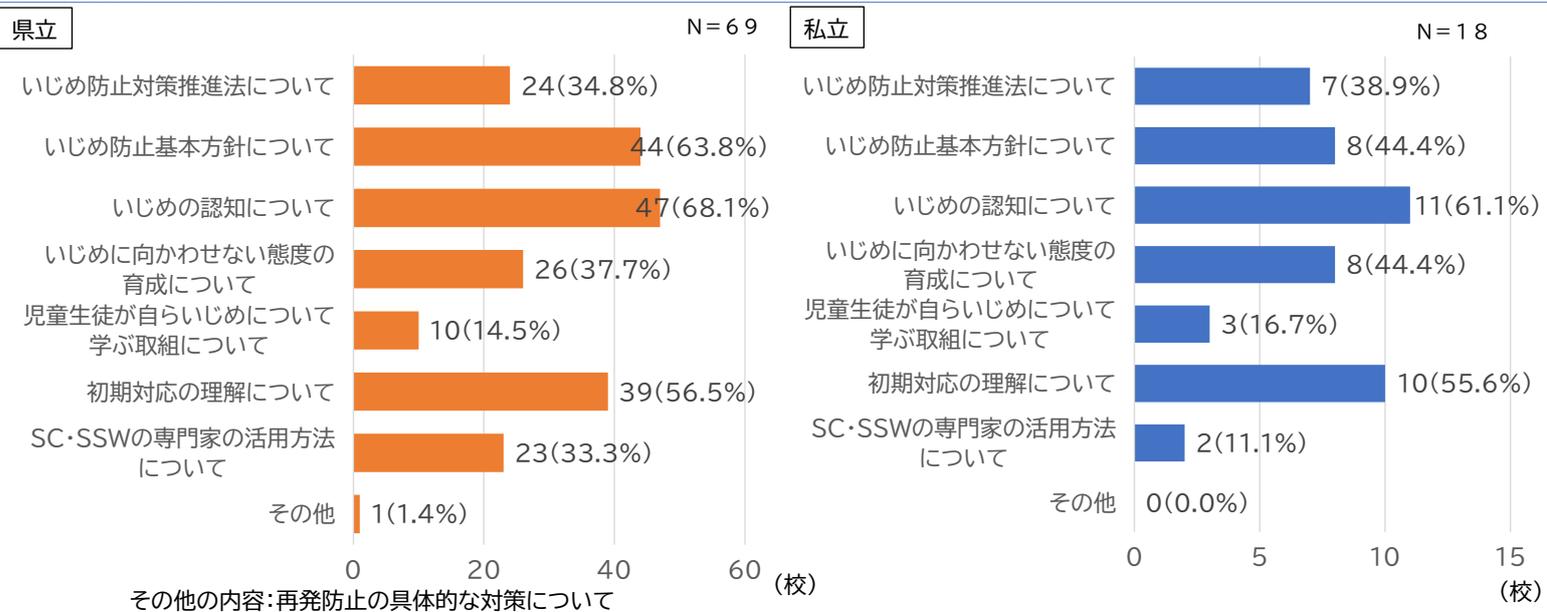
※研修を実施していない理由（県立学校・私立学校）

「研修を企画・実施する体制が十分でない」 2件 「効果的に研修する知見・ノウハウ等がない」 2件 「研修の教材がない」 1件
 「研修を実施する時間が確保できない」 3件 「何を研修すべきかわからない」 1件 「校内研修の必要は考えていなかった」 1件
 「その他」 1件 (通信制で生徒同士のつながりは希薄で、いじめの認知はないため)

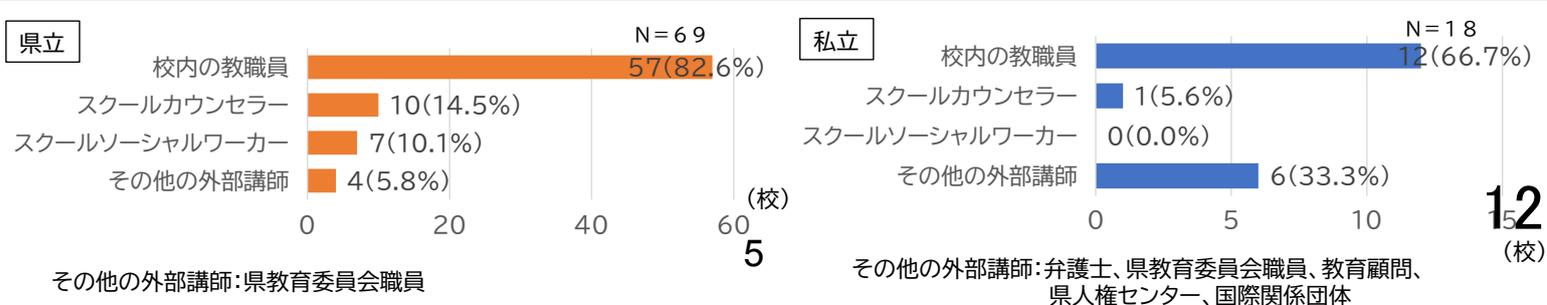
「学校の課題」に関する現状②

「いじめの問題に関する校内研修会」の研修内容（県立学校・私立学校）（滋賀県R6.7調査）

研修内容(複数回答)



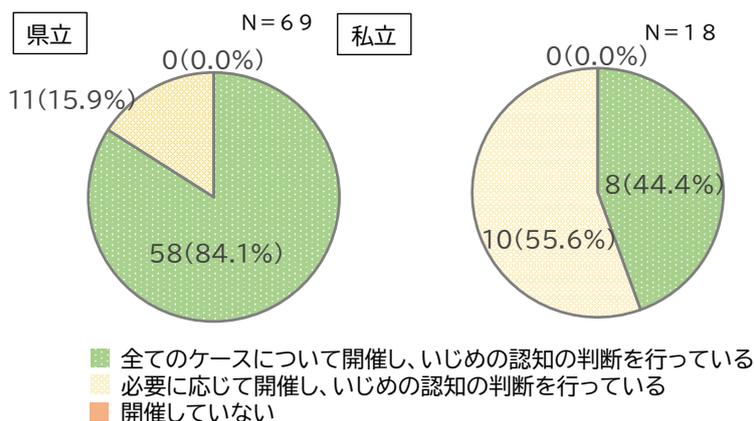
講師(複数回答)



「学校の課題」に関する現状③

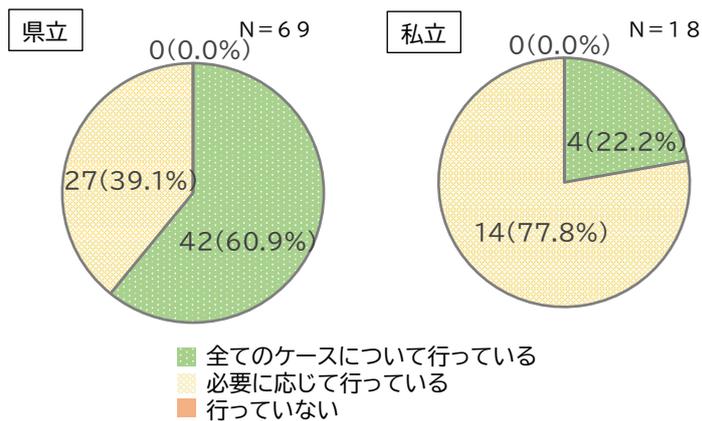
いじめの疑いもしくはいじめの発見時に「学校いじめ対策組織」の会議を開催し、いじめの認知の判断を行っているか

(県立学校・私立学校) (滋賀県R6.7調査)



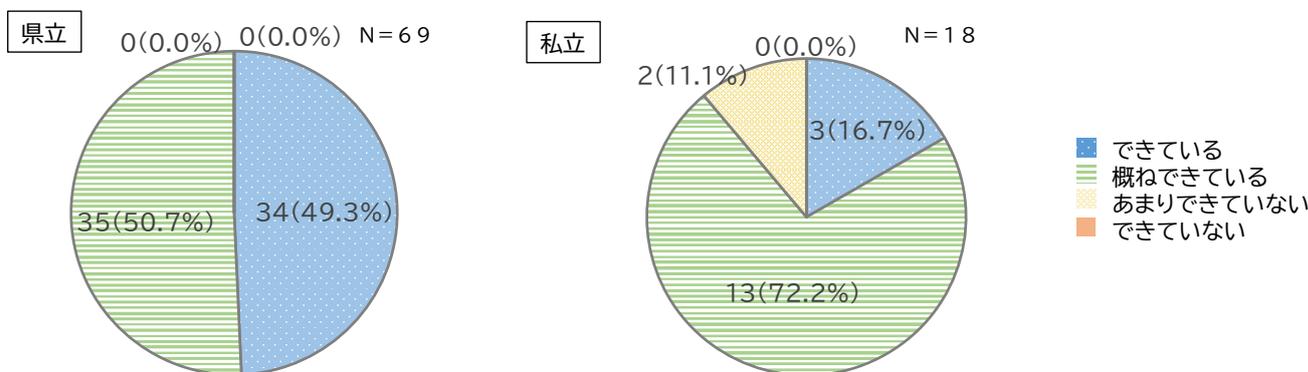
左記「学校いじめ対策組織」会議に併せて、生徒の状況理解のためのアセスメント・支援の方向性等についてプランニングを行っているか

(県立学校・私立学校) (滋賀県R6.7調査)



学校として個々のいじめ事案において、適切なアセスメント・プランニング、モニタリングが組織的に実施できていると思うか

(県立学校・私立学校) (滋賀県R6.7調査)



「県の課題」に関する現状

◇県の課題

- いじめの認知・重大事態の認知に関し、早くからの強い指導、助言の必要性
- 重大事態調査のための第三者委員会の設置に関して、中立性・公平性を保つための強い指導、助言の必要性
- 保護者からの申し入れなどに対するより丁寧な対応の必要性

①公立・私立の法制度上の枠組みの違い (資料3 いじめ問題への対処にかかるフロー図)

重大事態に係る調査件数 (平成25年度～令和4年度計) (滋賀県)

公立学校

学校種別	調査主体	件数	うち1号	うち2号	うち1・2号
小学校	学校	33	5	24	4
	設置者	29	13	12	4
高等学校	学校	8	3	4	1
	設置者	2	1	1	0

※公立学校においては設置者(教育委員会)調査は全て第三者委員会方式
(県においては教育委員会附属機関「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」が調査を実施)

私立学校

調査主体	件数	うち1号	うち2号	うち1・2号
学校・設置者	6	1	5	0

※うち第三者委員会方式は0件

(参考)

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定について
調査組織の構成の検討における第三者が調査すべきケースの例示や第三者の考え方の整理等について、現在国において改定に向けた検討が行われている。(資料4)

いじめ対応に関して方針の再確認、基本的対応の周知徹底

- ・ 法律上の定義に基づくいじめの認知等の全教職員への周知徹底や、法や国の基本方針、国のガイドラインおよび各学校の「いじめ防止基本方針」等に基づく対応の実施について、市町教育委員会、県立学校、私立学校に通知(令和6年5月10日)
- ・ 私立中学高等学校連合会校長会において、いじめ対策について県と意見交換(令和6年5月29日)
- ・ 私立学校事務等説明会におけるいじめ防止対策等の周知(令和6年5月31日)

教員向けにいじめ問題への対応の徹底

- ・ 県立・私立学校の管理職等を対象としたいじめの問題に係る研修会の開催
- ・ その他、いじめ問題に係る研修会の臨時開催の検討

令和6年9月10日 令和6年度県立学校等いじめの問題に係る研修会
 目的:事例検討を通して、法的対応、組織対応について研修する
 対象:県立学校および私立高等学校等の副校長、教頭、生徒指導主任等



- ・ いじめへの対応リーフレット等の啓発資材の検討
 令和4年3月に改訂した学校教員向けリーフレットについて、本協議会でのご意見を踏まえて令和6年4月に見直しを行った。
 今後も必要に応じて見直しを実施。

県担当職員向けにいじめ事案に係る対応の業務説明書の充実

調査報告書での指摘・提言を踏まえた県のいじめ対策の取組

	いじめの未然防止	いじめの早期発見	いじめへの対処
I 子ども に対して	○ <u>児童生徒の主体的な活動の推進</u>	○ <u>相談窓口の周知</u> ・県内全小・中・高・義務教育学校に、こころんダイヤル、LINE相談のカード配布(6月) ・1人1台端末を活用した相談窓口の周知(7月) ・保護者向け情報誌「教育しが」電子版での啓発(8月)	
II 学校現場 に対して	○ <u>道徳教育や人権教育および体験活動等の充実</u> ○ <u>「いじめ」についての指導の実践啓発</u>	○ <u>学校外の第三者的な立場・機関のいじめ問題への助言、介入、調整等の仕組みづくりの検討</u>	○ <u>いじめ対応に関して方針の再確認、基本的対応の周知徹底</u> ○ <u>教員向けにいじめ問題への対応等の徹底</u> ・研修への積極的な受講勧奨 ・いじめ問題に係る研修会の臨時開催の検討 ・いじめへの対応リーフレット等の啓発資材の検討
III 県として (制度面 等)	○ <u>いじめ対策の発信</u> ・いじめ問題対策連絡協議会の臨時開催による県民に向けた発信 ○ <u>県いじめ防止基本方針の見直し</u> ・いじめの重大事態調査に関する国の指針の見直しの議論を踏まえた県基本方針の見直し	○ <u>県担当職員向けにいじめ事案に係る対応の業務説明書の充実</u> ・私学の事案に関する指導・助言のタイミングや留意事項等の作成	

I 現状（子どもに対して）

子どもが相談したいと思ったときにすぐに相談できる体制の整備

いじめをはじめとする子どもの悩みについて、校内の教員やスクールカウンセラーが相談を受けるほか、学校外の相談窓口として、下記の相談窓口等を運営している。

24時間子供SOSダイヤル

子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他の悩みをより簡単に相談することができるよう、全都道府県および指定都市教育委員会で実施

- 毎日9時～21時(12月29日から1月3日を除く)
こころんだいやる(県直営)
- 毎日21時～9時(および12月29日から1月3日)
子どもナイトだいやる(委託)

こころのサポートしがLINE相談

学校のこと、子育てのこと、若年女性が抱える悩みのこと、こころやいのちの関することなど、様々な悩みについて、心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員がLINEによる相談を実施(毎日16時～22時)

学校外の相談窓口におけるいじめに関する子どもからの相談件数

(24時間子供SOSダイヤル(こころんだいやる・子どもナイトだいやる)、こころのサポートしがLINE相談)

令和5年度実績

- こころんだいやる : 15件
- 子どもナイトだいやる : 24件
- LINE相談 : 26件

I 子どもに対する取組

いじめの早期発見

子どもへの相談窓口の周知

- 県内の全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の児童生徒に「24時間子供SOSダイヤル」や「こころのサポートしがLINE相談」等の相談窓口を掲載した啓発カードを配布(6月)



- 相談窓口(24時間子供SOSダイヤル、こころのサポートしがLINE相談)情報の1人1台端末を利用した継続的な周知について、市町教育委員会、県立学校、私立学校に協力を依頼(7月)

市町の実施状況

既に対応中: 5市町 実施できる: 13市町 実施できない: 1市町

(実施できないとした理由)現在、文部科学省が進めている「心の健康観察」を導入し、SOSの早期発見につとめている。端末の持ち帰りも検討中であり、家庭ではSOSカードにて周知するため、実施しない。

いじめの早期発見

いじめへの対処

学校外の第三者的な立場・機関のいじめ問題への助言、介入、調整等の仕組みづくりの検討

- 「(仮称)滋賀県子ども基本条例」における検討⁸等

II 現状（学校現場）①

①いじめ防止のための効果的な授業の実施について

「いじめに関する授業」について（県立学校・私立学校）（滋賀県R6.7調査）

令和5年度の事例(一部)

- ・ 弁護士による出張授業
- ・ 弁護士によるいじめ予防と認知についての講義
- ・ いじめの基準
- ・ いじめにあったときにとる手段
- ・ いじめが起きた時の学校の判断
- ・ いじめは犯罪
- ・ いじめ解決の流れ
- ・ 生徒指導主任によるいじめ予防授業の実施
- ・ SNSの使い方講座
- ・ SNS等によるいじめの防止・抑制に関するワークショップ
- ・ スクールカウンセラーによる健康講座「アンガーマネジメント」
- ・ スクールカウンセラーによる人権講座「人権や子どもの権利って何」
- ・ 友達との関わり方について(いじめの内容を含む。)
- ・ 生徒会が中心となり、いじめ防止のクラス討議
- ・ 生徒による人権に関する討議やプレゼン発表
- ・ いじめに特化した授業ではなく、個々のクラスの実態や発達段階に応じてコミュニケーションに関わる内容やSNSの利用などの機会にいじめにつながることも含めながら生徒に考えさせるような学習を行っている
- ・ 道徳の授業の中でいじめについても取り上げ指導をしている。
- ・ 学校生活アンケートの結果を使って、LHRで担任からいじめ予防について指導
- ・ 「命の日」を設定し、校長・担任・副担任から、命の大切さやいじめの問題を考え、明るい学校づくり、仲間づくりを進める取り組みを行った。

II 現状（学校現場）②

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の更なる活用

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置状況（公立・私立）

公立学校

○スクールカウンセラー等活用事業

- ・ 中学校全96校、義務教育学校2校および県立高等学校全46校に配置
- ・ 小学校には校区の中学校から学期に1回(年間6時間以上)派遣

○スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・ 全19市町37校に配置。同一市町内の学校を訪問
- ・ 緊急訪問、県立学校の要請を受け訪問

※このほか、市町が独自に配置を行っている場合もあり。

私立学校(R5年12月時点)

○スクールカウンセラー：全法人が配置(勤務時間は各学校により異なる)

○スクールソーシャルワーカー：19法人中4法人で配置(勤務時間は各学校により異なる)

学校いじめ対策組織の会議におけるスクールカウンセラーの出席率（滋賀県R6.7調査）



生徒指導緊急サポート事業における専門家派遣

いじめの重大事態等学校だけでは対応が困難な事案において、専門家(弁護士、精神科医、臨床心理士、社会福祉士等)の派遣を行う(公立学校対象)

いじめ重大事態に関連する専門家派遣件数(令和5年度):26件

いじめの未然防止

「いじめ」についての指導の実践啓発

- 生徒会が主体となって取り組むあいさつ運動やいじめ防止啓発ポスターの作成などの活動
- SNSの使い方講座
- どのような行動がいじめになるのか、ある種の行動のどこからがいじめになるのかといった、いじめ知識の指導が必要(検討事項)
- 発達支持的生徒指導(特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもので、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけのことをいう)の重要性についての周知
- 子どもの「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」に繋げるため、教員ができること(整えられた教室、受けたい授業、褒める・励ますの一言など)を再確認

いじめの早期発見

いじめへの対処

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の活用促進

私立学校

- 私立学校振興補助金において加算配分を行っており、令和6年度から拡充。
 - ✓ スクールカウンセラー配置促進配分(令和5年度実績 11校)
 - ✓ 教育相談体制の整備補助(令和5年度実績 11校)

公立学校

スクールソーシャルワーカー活用事業(令和6年度拡充内容)

- 19市町37小学校に13,688時間配置(前年度比 7小学校増、配置時間1,250時間増)
- 人数 31名(前年度比 3名増)

スクールカウンセラー活用事業(令和6年度拡充内容)

- すべての公立小学校・中学校、県立高等学校と特別支援学校のモデル校5校に33,245時間配置(前年度比 960時間増)、令和6年度から特別支援学校のモデル校として三雲養護学校とすべての高等養護学校5校に新たに配置
- 人数 105人(前年度比 4名増)
- スクールカウンセラー活用リーフレットを令和6年4月に改訂し、いじめ対策委員会でのスクールカウンセラーの積極的な活用を推進

いじめの早期発見

いじめへの対処

いじめ対策の発信

- いじめ対策連絡協議会を臨時開催し、いじめ対策の共有、今後の取組等の意見交換（本日）

県いじめ防止対策基本方針の見直し

- いじめの重大事態調査に関する国の指針の見直しの議論を踏まえ、県基本方針の見直しを行う。
（資料4 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要（案））

○滋賀県におけるいじめの状況

参考：いじめの定義 いじめ対策推進法第3条（抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1)いじめの総認知件数

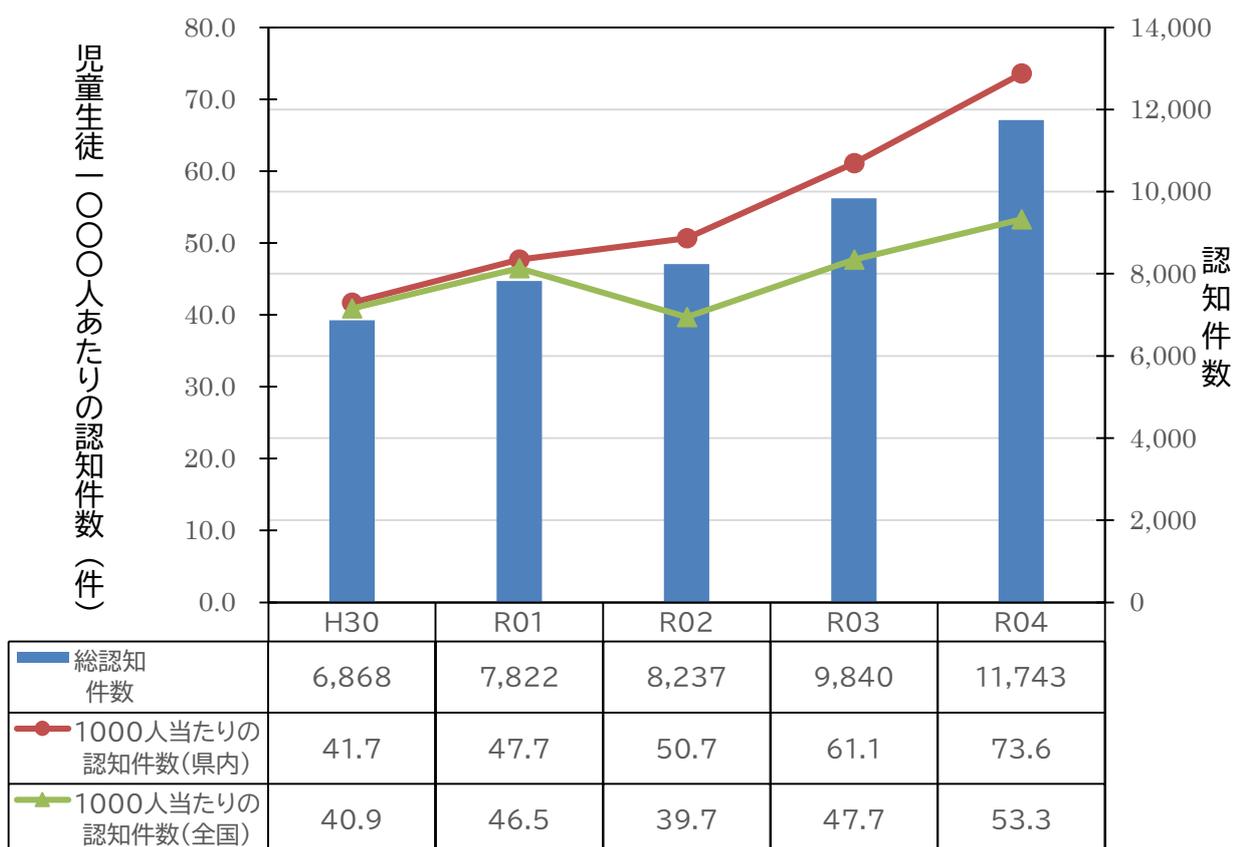
公立+私立

小・中・高等学校ならびに特別支援学校のいじめの総認知件数 **11,743件**

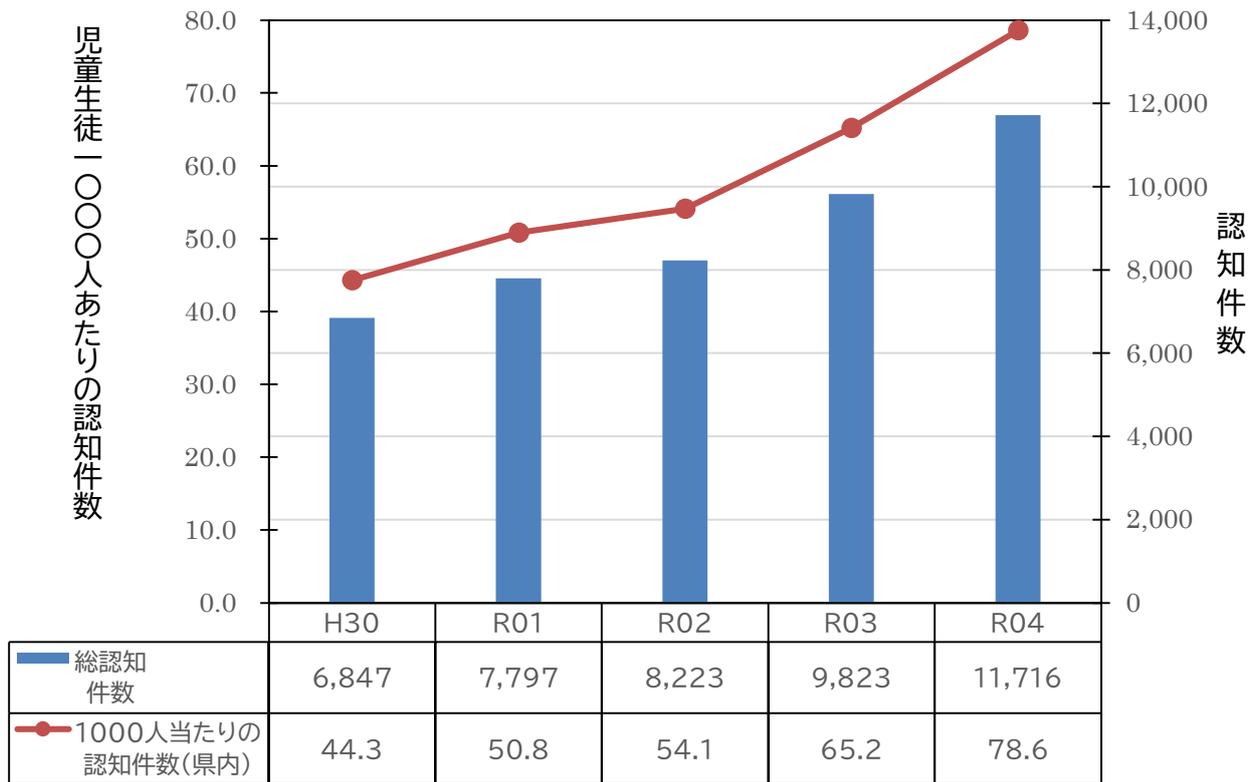
【令和3年度より 1,903件増加】

児童生徒1,000人あたりの認知件数 **73.6件**

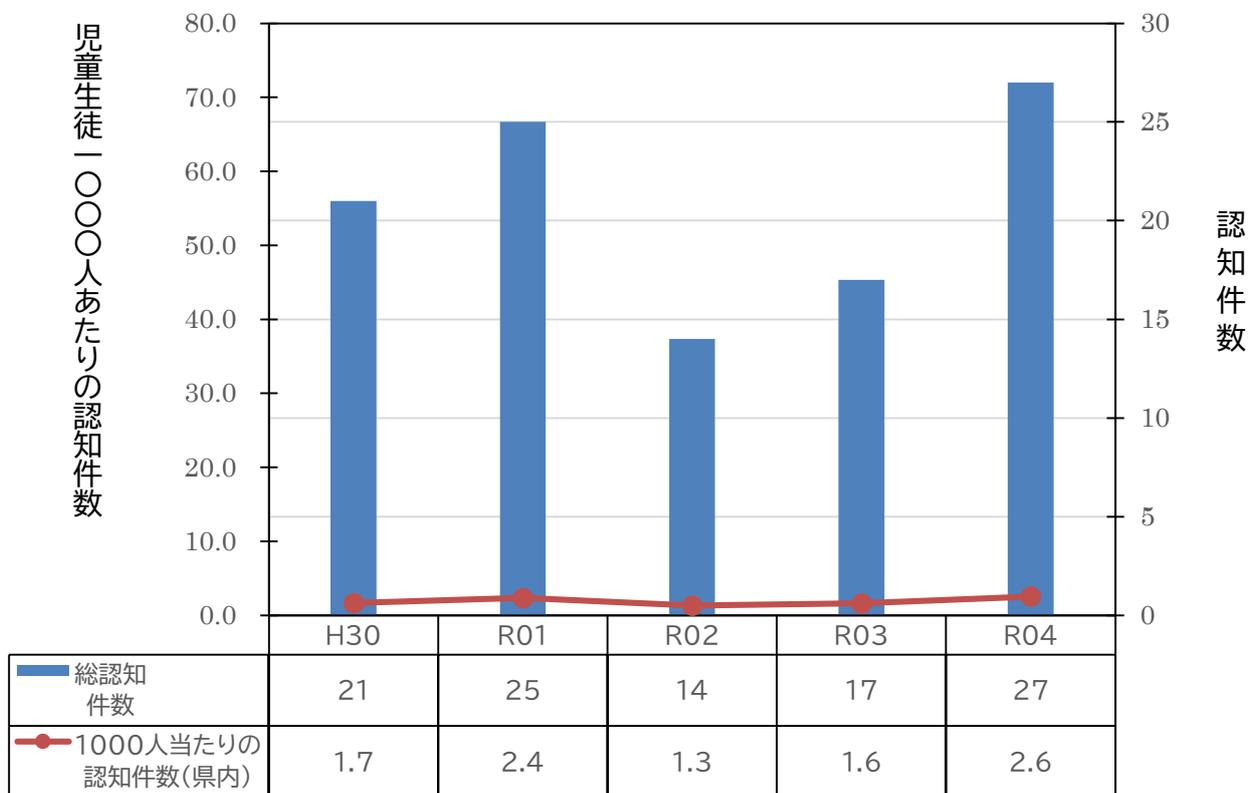
【令和3年度より 12.5件増加】



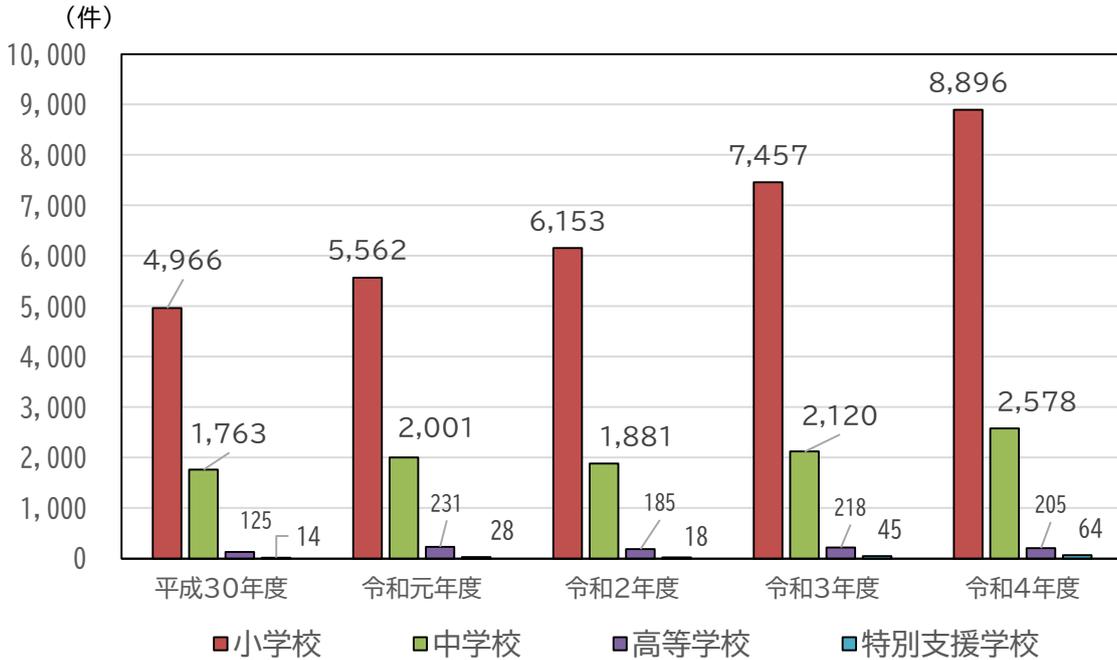
公立 (小学校220校 中学校98校 高等学校51校 特別支援学校16校)



私立 (小学校1校 中学校6校 高等学校13校 中等教育学校1校)



(2)学校種別ごとのいじめの認知件数(公立+私立)

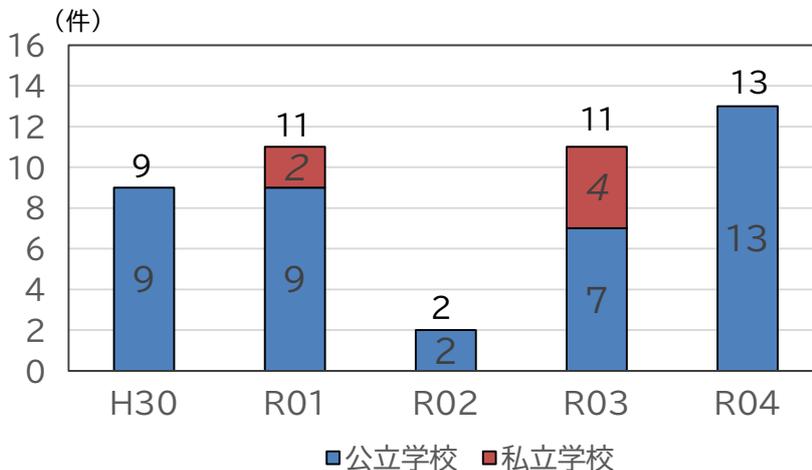


- ・小学校 認知件数 **8,896件**【令和3年度より 1,439件増加 ↑】
- ・中学校 認知件数 **2,578件**【令和3年度より 458件増加 ↑】
- ・高等学校 認知件数 **205件**【令和3年度より 13件減少 ↓】
- ・特別支援学校 認知件数 **64件**【令和3年度より 19件増加 ↑】

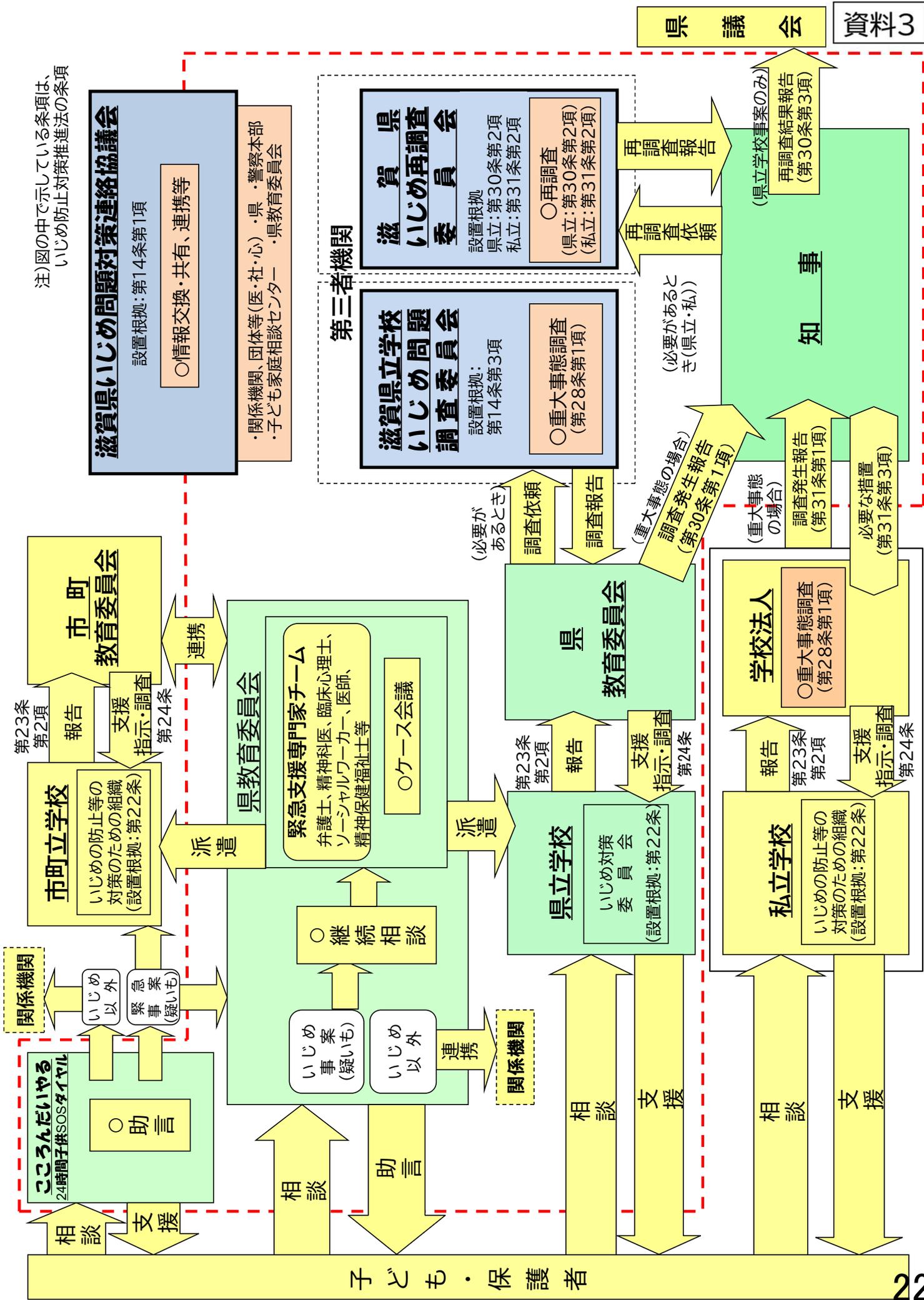
(3)いじめの認知学校数(公立+私立)

- ・小学校認知校数 **218校/221校**【令和3年度より 2校増加 ↑】
- ・中学校認知校数 **101校/105校**【令和3年度より 1校減少 ↓】
- ・高等学校認知校数 **49校/ 65校**【令和3年度より 3校減少 ↓】
- ・特別支援学校認知校数 **8校/ 16校**【令和3年度より 2校減少 ↓】

(4)いじめの重大事態件数の推移



いじめ問題への対処に係るフロー図(全体図)



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要(案)

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
 - 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- ⇒ 今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

背景

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

- 全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

- 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討という視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり、学校だけでは対応できない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したもとして報告・調査等にあたる。なお、学校がいじめの事実等を確認出来ない場合は、早期支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こりえない状況であることが明確である場合等法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信任が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

- 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

- 標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- 調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

(その他) ・ 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施

- ・ 重大事態対応におけるチェックリストを作成
- ・ 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」も本ガイドラインに盛り込み、国のガイドラインを一本化

滋賀県いじめ防止基本方針(概要) (平成29年9月改定)

改定の趣旨

I 改定理由

本県では、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめ防止等の対策の基本的な考え方をはじめ、組織体制や基本的施策、重大事態への対処等に関する運用や内容について定めた「滋賀県いじめ防止基本方針」(平成26年3月)を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進してきました。

今後、国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定(平成29年3月)されたこと、さらに「滋賀県いじめ防止基本方針」の策定後3年が経過し、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本県の課題に対応するため改定を行います。

(滋賀県いじめ防止基本方針)

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 (省略)
- 2 基本方針の見直し
本基本方針は、国の基本方針の見直しがあった場合には、その状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

II 滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイント

1 国の改定事項への対応

2 県がいじめ防止等の対策の課題を踏まえた対応

- 学校の取組が組織的な対応となっていない場合がある
- インターネットによるいじめへの対応が十分でない
- 学校と警察、司法、福祉、医療等の関係機関や地域との連携が十分でない
- 教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合う時間の確保が困難

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

- (1) 学校におけるいじめの防止
○ 児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動など児童生徒の主体的な活動の推進
○ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育、いじめや差別を許さない学校づくり、体験活動の推進
- (2) いじめの早期発見のための措置
○ 県立学校に在籍する児童生徒に対するアンケート調査や教育相談の定期的な実施
○ 児童生徒等からの24時間体制での電話相談
○ 全ての公立小中学校、県立学校へのスクールカウンセラーの配置等による相談体制の充実
○ 全ての市町へスクールソーシャルワーカーを配置することによる相談体制の充実
- (3) 関係機関等との連携等
○ 警察官等の経験者を活用し、学校と警察や司法、福祉等の関係機関との連携を促進
○ 国や市町の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換
○ 地域学校協働本部や学校運営協議会制度(コミュニケーション・スクール)などの取組を通じて、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題の1つである。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、安易に解消するものではないという認識のもと「子どもの目線」に立ったいじめの把握と学校の組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」を目指す。
- いじめの未然防止には、児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動やいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動など、児童生徒自身による主体的な活動が重要である。

(1) いじめの未然防止

- 児童生徒の自主的な活動による居心地のよい学級・学校づくりの推進
- 豊かな情操や規範意識、自尊心や自己有用感、社会性、人を思いやる心の育成
- (2) いじめの早期発見
○ 児童生徒の様子をしっかりと見守り、いじめを積極的に認知
- 児童生徒の状況をきめ細やかに把握
- いじめを訴えやすい体制や環境の整備

2 組織の設置

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会・・・いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るため、条例により設置
- (2) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会・・・いじめの防止等のための対策を実効的に行うとともに、県立学校における重大事態等に関するし、必要に応じて調査を行うため、教育委員会の附属機関として、条例により設置
- (3) 滋賀県いじめ再調査委員会・・・県立学校および私立学校における重大事態に関するし、知事の附属機関として、条例により設置に基づく再調査を行うため、

(3) いじめへの対処

- 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」での対処
- 「いじめ解消」の2要件を明確化
(相対期間いじめ行為が止んでいる
・本人、保護者に面談等で確認)

(4) 関係機関や地域、家庭との連携

- 関係機関等との情報共有体制の構築
- PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けるなど、地域、家庭との連携

参考資料 1

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

- (1) いじめの防止等の取組に対する支援
- (2) 人権教育に対する支援
- (3) いじめの防止等に関する情報提供等
- (4) 私立学校主官部局の体制整備

3 いじめの防止等のために県立学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

4 重大事態への対処

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に沿った適切な対応
- (1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
重大事態の報告、調査の主体、調査を行うための組織、いじめを受けた児童生徒およびその保護者への情報提供等
 - (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
滋賀県いじめ再調査委員会による再調査および再調査結果の提供
 - (3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援
市町教育委員会および学校に対する支援

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 施策の点検評価
- 2 基本方針の見直し
- 3 市町における地域基本方針等の策定状況の確認と公表
- 4 財政上の措置等

令和5年度

滋賀県いじめ防止基本方針
に基づく施策の実施結果

令和6年

滋 賀 県

施策の体系

1 いじめの防止等のために県が実施する施策
(1) 学校におけるいじめの防止(法第 15 条関係)
① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実
② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援
③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
(2) いじめの早期発見のための措置(法第 16 条関係)
① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施
② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備
③ 児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
(3) 関係機関等との連携等(法第 17 条関係)
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上(法第 18 条関係)
① 教員の資質能力の向上
② 生徒指導に係る体制等の充実
③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保
④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保
⑤ 学校運営の改善への支援
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第 19 条関係)
① インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動
② インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第 20 条関係)
(7) 啓発活動(法第 21 条関係)
(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第 24 条関係)
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第 27 条関係)
(10) 学校評価(法第 34 条関係)
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援
2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援
(1) いじめの防止等の取組に対する支援
(2) 人権教育に対する支援
(3) いじめの防止等に関する情報提供等
(4) 私立学校主管部局の体制整備
3 重大事態への対処
(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止(法第15条関係)

(注)基本方針では、県立学校におけるいじめの防止のための施策について定めていますが、同様の目的で市町立学校等を対象に実施する施策についても併せて掲載しています。以下、(2)～(11)についても同様とします。

① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業	児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心、自立心や責任感を育むなど、道徳教育の充実を図るため、拠点推進地域(2市)と推進校(県立高校1校)において実践的な研究に取り組むとともに、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を実施します。 ○道徳教育推進教師研修会の開催:年2回 ○道徳教育推進協議会の開催:年3回	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点推進地域(2市)による実践研究を進めた。 ・道徳教育推進教師研修会を年2回開催した。 ・道徳教育推進協議会を年3回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点推進地域の研究成果を研究発表大会や道徳教育振興だよりで県内に普及・啓発ができた。 ・道徳教育推進教師研修会を年2回開催した。1回目の受講者全員から肯定的な回答を得ることができた。 	3,180	高校教育課 幼小中教育課
人権教育研究推進事業	学校における人権教育に関する指導方法の改善および充実に資することを目的とした研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。また、子どもの主体性、多様性、持ち味といった視点を大切にした実践研究を行い、その成果を県内に発信します。 ○指定校:1校	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会(2回) ・指定校訪問(3回) 	学校の状況に応じた研究を進めた。また、安心して生活できる学校づくりにつなげるよう研究を深めた。	248	人権教育課
人権教育指導力育成事業	若手教員の人権感覚と指導力の向上とともに、人権尊重を根幹とした学校づくり、学級づくりの実践力育成を図ります。また、人権教育推進の中核となるリーダーを育成するための講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育基礎講座(2日2会場) 受講者数:268名 ・人権教育ミドルリーダー育成講座(3回)受講者数:57名 	外部講師による講義・指導や班別課題研究での学びあい等を通して、さまざまな年代の教員に対応した人権教育の推進と人材育成が図られた。	368	人権教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
生きぬく力の礎 育み事業 【新規】	困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感を味わうことのできる出番づくりに取り組むことにより、生きぬく力の礎となる自尊感情を育む取組を推進します。 ○推進学区:30 中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・推進学区事務局会 (3回) ・学びの礎交流研究会 (4日4会場505名) ・事業推進のための学区訪問(30学区) 	学区の関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもにも焦点をあてながら、課題解決に向けた連携・協働した実践活動を進めたり支援体制を構築したりして自尊感情を高める取組を推進した。	3,096	人権教育課
人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業 【新規】	子どもたちの人間関係の希薄化や孤立化、子どもたちの主体性を発揮する機会の減少が危惧される中、教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰一人取り残さない、人と人が豊かにつながる学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援することによって、互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもの育成を図ります。 ○ベース校:3校(小学校2校、中学校1校)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会(2回) ・ベース校への支援訪問(各校5回) 	社会の急激な変化を受け、子どもたちの人間関係の希薄化や孤立化が懸念されている中、教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰一人取り残さない、人と人が豊かにつながる学校づくりを推進した。	485	人権教育課
交流及び 共同学習	幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校等において、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となった取組を推進します。 令和4年度から開始した副籍制度(障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組み)により、それぞれの学びの場で、障害のある児童が専門的な教育を受けつつ、地域とのつながりを深めていくことができるよう、取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各特別支援学校において、年間予定に組み入れて取組を実施した。 ・副籍に関しては、それぞれの児童や学校の実情に応じて交流学习を実施することができた。 	近隣の学校や地域との交流を通して、児童生徒が互いに学び育ち合い、社会性を養うとともに互いを認め合う取組を進めることができた。 副籍による直接交流では、障害のあるなしに関わらず共に学ぶことで地域でもつながりが広がるなど、共生社会の実現に向けた取組を進めることができた。 また、特別支援学校教員と小学校教員との連携が深まり、教材研究などを共に行うことで小学校教員の理解の推進にもつながった。	859 (副籍のみ)	特別支援教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
びわ湖フローティングスクール事業	子どもたちの環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開します。	・児童学習航(日帰り) 102 航海 232校 13,164 名乗船	4年ぶりに児童学習航海を1泊2日で実施した結果、航海後の児童の意識調査では、「友だちとの交流により、考えを深められたか」や、「自分の考えを持ち、伝えられたか」等の質問項目において、肯定的な回答が前2年と比較して上昇が見られた。今後とも引き続き、児童が探究的に考え学ぶ力を育む、学習プログラムの開発をさらに充実させていく必要がある。	314,118	幼小中教育課
森林環境学習「やまのこ」事業	森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に森林体験学習を実施します。 ○参加校：231校	・小学校231校において実施	「やまのこ」に参加した大多数の児童が森林の働きや、大切さを知ることができたと回答。今日的な内容を盛り込む等学習内容の充実が必要である。	110,176	森林政策課
「たんぼのこ」体験事業	農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援します。	・県内 201 小学校において、「たんぼのこ」体験事業による体験学習を実施	高い実施率で定着しており、その継続・充実を図るとともに、未実施校への働きかけを行っていく必要がある。	(自治振興交付金)	みらいの農業振興課
びわ湖ホール音楽舞台芸術体験事業(「ホールの子」事業)	滋賀県文化振興基本方針(第3次)の重点施策である「誰もが文化芸術に親しめる場の提供」を実現するため、びわ湖ホールにおいて、県内の小学生等を対象とした音楽公演を実施し、子どもたちが舞台芸術に直接触れる機会を提供します。	・実施日 令和5年6月1日～2日、 6日～9日の6日間 12公演 参加児童数:173校 10,049名	子どもたちの舞台芸術への関心を高め、感性を育む良い機会となっている。さらに多くの子どもたちが体験できるよう参加を促していく必要がある。	33,749	文化芸術振興課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
美ココロ・パートナーシップ事業	多様な環境下にある子どもたち(別室登校・不登校児童生徒等)を対象に、若手芸術家を本事業の講師である「美ココロ・パートナー」として派遣し、様々な芸術に触れ、豊かな心を育む文化芸術体験プログラムを提供します。	・美ココロ・パートナーとして陶芸家6人・打楽器奏者4人を派遣 ・県内18か所の小中学校等でプログラムを実施	若手芸術家を美ココロ・パートナーとして派遣し、別室登校をしている児童生徒等に文化芸術に触れる機会を提供することができた。 今後、多様な環境下にある子どもを対象に、文化芸術に親しむ機会の充実に必要がある。	2,038	文化芸術振興課

③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
ストップいじめアクションプランの活用	いじめの防止に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」について、校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での一層の活用を促し、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	・ストップいじめアクションプランについて、研修会や学校訪問等で校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での活用について啓発した。	研修会や学校訪問等で校内をはじめPTA、地域での研修会等での活用について啓発した。各学校でいかに活用してもらいやすくなるかが今後の課題である。	—	幼小中教育課
保護者向け情報誌「教育しが」等による啓発	保護者向け情報誌「教育しが」や県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	・保護者向け情報誌「教育しが」により、保護者に対し啓発を行った。	24時間子供SOSダイヤル等のいじめに係る相談の案内を一層啓発することができた。	—	高校教育課 幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
児童生徒等を対象とした非行防止教室	児童生徒を対象とした非行防止教室を開催し、規範意識を高め、いじめの防止につなげます。	・児童生徒を対象とした非行防止教室を延べ451校(526回)実施した。	いじめ防止をはじめとして、非行・被害防止に向けた児童生徒の意識向上を図ることができた。	—	警察本部 少年課
新型コロナウイルス感染症の正しい理解	5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について留意事項を周知し児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるように啓発します。	・引き続き感染対策を実施しながらの新たな学校生活や行事等についての留意事項等を、通知や資料等を活用し啓発を図った。	子どもたちの新たな学校生活や行事等への不安や悩みの解消につながった。	—	保健体育課

(2) いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)

① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等の実施	県立学校に対し、児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等を学期に1回以上実施し、的確な実態把握に努めるよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	・県立学校および市町教育委員会に対し、アンケート実施にかかる調査を行った。 ・学校訪問により指導・助言を行った。	各学校の取組の実態を確認し、いじめの防止等の対策に反映することになった。	—	幼小中教育課

② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センターの相談電話「こころだいやる」において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応し、気軽に相談できる場の確保を図ります。	・相談件数 2,703 件 内、子どもからの直接相談は 489 件	子どもに関する多くの相談に対応することができた。引き続き 24 時間子供 SOS ダイヤルと連携し、24 時間体制で電話相談を実施する。	29,440	子どもの育ち 学び支援課 (子ども・青少年局)
24 時間子供 SOS ダイヤル(子どもナ イトだいやる)	夜間の相談電話「24 時間子供 SOS ダイヤル」(子どもナイトだいやる)と「こころだいやる」とあわせて 24 時間電話相談体制を整え、子どもや保護者からの相談に対応します。	・「24 時間子供 SOS ダイヤル」 (子どもナイトだいやる) 相談件数延べ 258 件 内、いじめの相談件数延べ 24 件 ・こころだいやる 相談件数延べ 2,703 件 内、いじめの相談件数延べ 44 件	相談者の気持ちに寄り添いながら傾聴することでのいじめ等の悩みを和らげることができている。匿名の相談の場合には十分な対応が困難なケースがあった。引き続き「こころだいやる」と連携し、24 時間体制で電話相談を実施する。	2,699	幼小中教育課
こころのサポートし が LINE 相談事業	これまでからの電話や対面による相談に加え、若者にコミュニケーション手段として広く普及している SNS による相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、不安や悩みを抱えた子どもから大人に対し、問題の深刻化の未然防止と早期支援に繋げるために有効な相談支援体制の充実を図る。	(R5 年 4 月～R6 年 3 月) 相談件数延べ 5,174 件 内、いじめの相談件数延(主訴) 31 件	これまで対面や電話による相談に繋がりにくかった人にもしつかり寄り添うことができた。こころに悩みを抱える人を孤立させないよう体制を強化していく。	14,088	障害福祉課 子どもの育ち 学び支援課 (子ども・青少年局) 幼小中教育課 男女共同参 画センター

③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
<p>スクールカウンセラー等活用事業</p>	<p>心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等するとともに、必要に応じて県立特別支援学校に訪問し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。</p> <p>○常駐モデル校:4中学校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士・公認心理師101名を配置等。 ・小学校 218校 (内、重点校 35校) ・中学校全 96校 (内、常駐校 4校、小中連携校 8校) ・義務教育学校全 2校 高等学校全 46校 (内、重点校 8校) ・子ども・保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施。いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。 	<p>スクールカウンセラーが直接いじめに関わった件数は、小・中・高を合わせて158件のうち129件(82%)が早期対応、解決に結びついた。すべてのいじめの認知件数や会議の回数に比べると、まだまだスクールカウンセラーの関われる余地がある。</p>	<p>170,078</p>	<p>幼小中教育課</p>
<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p>	<p>福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを19市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題の改善調整を行います。県立学校についても要請により訪問します。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校不対応の課題が大きい小学校 30校にスクールソーシャルワーカー 22名を配置。 ・いじめや友人関係の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、いじめの早期発見や未然防止につながった。 	<p>配置校を含め、227校に支援を行うことができた。</p> <p>学校不対応の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、課題改善につながった。</p>	<p>49,712</p>	<p>幼小中教育課</p>

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
「届ける家庭教育支援」地域活性化事業【新規】	地域住民等で構成される家庭教育支援チームが困難な課題を抱える家庭に訪問し、相談対応や専門機関への橋渡しなどを行う「訪問型家庭教育支援」に新たに取組む市町の取組を支援するとともに、令和2年度から取組んできたモデル事業から得た知見や手法を活かし、「届ける家庭教育支援」の取組地域の拡大と活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援チームは、10市町40チームが組織され、「訪問型家庭教育支援」について、新たな1市での取組支援とモデル市町として取り組んだ6市町での定着支援を行った。 家庭教育支援に関わる人材を育成するために研修会を実施し、計233名が参加した。 	新規で取組を進めた野洲市において、「訪問型支援」が4校で実施され、効果的な取組となった。 「訪問型支援」を県内に普及するため、内容と効果を市町訪問や連絡会、研修会とおしてさらに周知することが必要である。	769	生涯学習課

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
学 指導主事による 校訪問等の実施	指導主事が県立学校や市町教育委員会を通じて市町立学校へ訪問し、学校における「いじめ対策委員会」の活動状況や生徒指導体制について把握し、指導・助言します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校を訪問し、指導助言を行った。(小学校28校、中学校33校、高等学校17校、特別支援学校16校) 	それぞれの学校の課題等を確認し、他者を思いや心などいじめ防止に向けた指導充実と教員の指導力向上に向けた指導助言ができた。	—	高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
ストップいじめアクションプランの活用【再掲】	いじめの防止に向け、学校、子ども、保護者、地域のそれぞれの行動を具体的に示した「ストップいじめアクションプラン」について、校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での一層の活用を促し、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ストップいじめアクションプランについて、研修会や学校訪問等校内をはじめ、PTAや地域の研修会等での活用について啓発した。 	研修会や学校訪問等で校内をはじめPTA、地域での研修会等での活用について啓発した。各学校でいかに活用してもいいやすすくするか今後の課題である。	—	幼小中教育課

(3) 関係機関等との連携等(法第17条関係)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ問題 対策連絡協議会	県と関係機関・団体が連携を図り、いじめの防 止等のための対策を推進するため、「滋賀県いじ め問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関間 で情報の共有や対策についての協議、連絡調整 を行います。 ○会議開催:年1回	・令和5年11月15日に開催し、 県および関係機関・団体と情報 共有を行った。令和5年度は、 いじめ防止対策推進法施行か ら10年間の状況や課題等につ いて情報共有を行った。	協議会では取組状況の共有 を図ることができた。また、出席 者のそれぞれの立場から課題 を共有することができた。	85	幼小中教育課
学校と警察の連絡 制度	学校および警察で把握した児童生徒の非行事 案やいじめ等問題行動事案等の情報を適時適 切に相互連絡し、学校と警察が連携した指導・助 言を行い、健全育成を図ります。	・年度当初に、学校と警察との相 互連携が円滑に進むよう、連 絡制度の運用に関わるそれぞれ の窓口を定め、問題行動や非行 事案等についての相談や相互 連絡を図った。 拡大会議1回 事務局会議1回実施	学校と警察の相互連絡をする ことにより、より一層の連携を深 めることができ、非行・被害防止 に向けた諸活動を実施すること ができた。	—	高校教育課 幼小中教育課 警察本部 少年課
地域学校協働 本部事業	地域と学校との連携・協働体制の構築を図り、 幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子 どもの成長を支える地域学校協働活動の充実を 図ります。 ○支援する本部の数:16市町 134本部 彦根市(8本部) 長浜市(1本部) 近江八幡市(23本部) 草津市(15本部) 守山市(3本部) 甲賀市(9本部) 野洲市(9本部) 高島市(6本部) 湖南市(13本部) 東近江市(31本部) 米原市(6本部) 日野町(6本部) 竜王町(1本部) 甲良町(1本部)	・小学校129校、中学校47校に て実施。地域住民による学校と の協働活動を進めることができ た。 ・学校関係者、行政職員、地域学 校協働活動推進員(地域コーデ ィネーター)等を対象とする研修 会を、計5回開催し、390名の 参加者があった。	地域と学校の協働は、子ども の学びや育ちを保証するための 手段であること、学校・家庭・地 域それぞれが元気で明るくなる ことを目指すためのものである こと、また、コミュニティ・スク ールと地域学校協働活動の一体 的推進を図ることの大切さにつ いて研修会等から学ぶ機会と することができた。	26,714	生涯学習課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
コミュニティ・スクール推進事業	学校と地域の協働による教育を推進するため、コミュニティ・スクールの導入により地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。 CSアドバイザー派遣、研修の充実、推進協議会、連絡協議会の開催等、市町および県立学校における導入、促進の充実に向けた支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ・CSアドバイザーを活用した研修が、のべ13市町、県立学校6校で実施された。(CSアドバイザー:8名に委嘱、派遣計19回) ・コミュニティ・スクールの取組等について理解するための研修会を特別支援学校対象に開催し、事例等を焦点化して学ぶ機会としました。 	学校運営協議会の役割や運営について、教職員や地域の正しい理解を図るとともに、設置後の質的向上を図るための継続支援が必要である。	1,392	生涯学習課
生徒指導緊急特別対応事業	警察官OBを学校へ派遣し、いじめの防止や困難な問題の解決に向けた学校の取組を支援するとともに、学校と警察、児童相談所、医療機関等との連携を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期は、県内の公立学校を訪問し、状況を把握。関係機関と連携を図りながら学校への助言を行った。 ・2学期以降、再度訪問し、その後の状況を確認し、学校への助言を行った。 	学校と警察機関の連携により、問題行動を繰り返す生徒の更生が図れた。 ケース会議等の中での助言で関係機関との連携が強化された。問題行動が広域化し、市町(地域)をまたがる事象があるため、より関係機関との連携の強化が必要である。	9,190	幼小中教育課
滋賀県人権相談ネットワーク協議会	いじめ等、人権に関する様々な悩みに対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、国や県、市町の人権に関する相談機関間で相互に連絡調整や情報交換を行います。また、相談窓口の広報を行います。 ○会議・研修会開催:年2回	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人権に関する悩みについての相談を受ける担当者等を対象に、相談業務について研修を実施した。 講座:9月13日、2月5日 ・人権に関する相談窓口一覧リーフレットを作成・配布した。 	研修会を通じて、相談実務のスキルアップを図ることができた。引き続き、受講者アンケート等を参考に研修テーマを設定し、受講者の満足度の高い研修に努めるとともに、さらなる連携の強化を図ることが必要である。	135	人権施策推進課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
子ども若者総合 相談窓口	小学校～39歳までの子どもや若者の様々な相談に応じます。思春期において、ストレスにうまく対処できないなど様々な悩み(いじめ等による悩みを含む)を持つ子どもやその保護者、関係者を対象に相談支援を行います。	・相談件数 実155件 延べ356件 (電話・メール等212件、 面談等144件)	学齢期にいじめを受けた経験を持つ相談も多く、いじめ体験の影響の大きさを認識した。義務教育年代の相談は、学校との連携のもと支援を実施したケースが多い。	3,210	子どもの育ち 学び支援課 (子ども・青少年局)

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上 (法第18条関係)

① 教員の資質能力の向上

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
人事評価の取組	教員が自己目標を設定する際の重点項目の中に、いじめの早期発見、早期対応の観点を取り入れて、教職員全体の意識を高めます。	・目標設定や面談を通じて、いじめの問題に対する意識を高めるよう取り組んだ。	自己目標の具体例を示し、年間に位置づけた取組を意識させることができた。管理職が教職員との面談を通じ、取組状況を把握し、教職員の意識を今後さらに高めていく必要がある。	—	教職員課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
教職員研修	<p>教職経験に応じた、いじめの未然防止、いじめへの適切な対応、学校経営、子ども対応、人権教育、性同一性障害、特別支援教育等のスキルアップに関する研修・研究を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。</p>	<p>〔実施研修〕 初任者研修(小,中,高,特) 幼稚園・認定こども園等新規採用 教員研修 新規採用養護教諭研修 新規採用栄養教諭研修 新規採用実習助手研修 教職2年次研修(小,中,高,特) 養護教諭2年次研修 教職3年次研修(小,中,高,特) 中堅教諭等資質向上研修 (小,中,高,特,幼,認こ) 中堅養護教諭等資質向上研修 ミドルリーダー研修(小,中,高,特)</p>	<p>教職経験に応じた内容で系統的・計画的に研修を実施することができた。研修では、いじめ事案をはじめとする生徒指導上の諸問題について、事例検討等を通じて、その見方や対応方法等を受講者それぞれが具体的に考えることができた。また、関係機関との迅速な連携の効果について、具体的な事例に基づいて理解を深めることができた。</p>	—	総合教育センター
生徒指導・指導 推進事業	<p>すべての公立学校の生徒指導担当者と教育相談担当者を対象に、専門家による講義や優れた実践例についての情報交換等を内容とする研修を行い、教員の資質能力の向上を図ります。</p> <p>○研修会開催時期： 生徒指導担当者を対象とした研修会 8月 教育相談担当者を対象とした研修会 6月～8月 管理職を対象とした研修会 11月</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町立小中義務教育学校および県立学校の生徒指導担当者を対象とした研修会を実施した。(8/3 栗東さくら) 市町立小中義務教育学校および県立学校の教育相談担当者を対象とした研修会を実施した。(県立学校:6/23、小学校:7/20、7/24、中学校:8/7 県庁) 市町立小中義務教育学校および県立学校の管理職を対象にした研修会を実施した。(11/7 栗東さくら) 	<p>生徒指導担当者については、生徒指導提要(改訂版)や特別活動の取組を通して、そもそも問題行動が起こらないためにはどうすればよいかについて、教育相談担当者については、アセスメントによる児童理解についての研修を実施した。 管理職研修については私立学校の教員にも案内を送付し、数名の参加があった。</p>	169	高校教育課 幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等することともに、必要に応じて県立特別支援学校に訪問し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○常駐モデル校:4中学校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士・公認心理師 101 名を配置等。小学校 218 校(内、重点校 35 校)、中学校全 96 校(内、常駐校 4 校、小中連携校 8 校)、義務教育学校全 2 校、高等学校全 46 校(内、重点校 8 校)。 子ども・保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施。いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。 	スクールカウンセラーが直接いじめに関わった件数は、小・中・高を合わせて 158 件のうち 129 件(82%)が早期対応、解決に結びついた。 すべてのいじめの認知件数や会議の回数に比べると、ただまだスクールカウンセラーの関われる余地がある。	(170,078)	幼小中教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを 19 市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題の改善調整を行います。県立学校についても要請により訪問します。 また、スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 学校不対応の課題が大きい小学校 30 校にスクールソーシャルワーカー 22 名を配置。 いじめや友人関係の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、いじめの早期発見や未然防止につながった。 	配置校を含め、227 校に支援を行うことができた。 学校不対応の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、課題改善につながった。	(49,712)	幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
高等学校特別支援 教育推進事業	高等学校特別支援教育巡回指導員を定期的に 学校へ派遣し、教職員への特別支援教育の専 門性向上に関する指導助言や、個別の教育支援 計画等の作成および活用の指導・助言等を行 い、教員の指導力向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校24校に高等学校 特 別支援教育巡回指導員を派遣 した。(124回) ・派遣校の特別支援教育に関わ る課題に応じ、大学教授や臨床 心理士などの専門家を派遣し た。(18回) 	巡回指導員の派遣により、特 別な支援を必要とする生徒に対 する派遣校教職員の理解力や 指導力を高めることができた。 個別の教育支援計画等の作成 と効果的な活用を進めることが できた。 今後も生徒のニーズを的確に とらえ、教員が効果的に支援す る力を高めることが必要となる。	3,334 (巡回指 導のみ)	特別支援教育課
人権教育指導力育 成事業【再掲】	若手教員の人権感覚と指導力の向上とともに、 人権尊重を根幹とした学校づくり、学級づくり の実践力育成を図ります。また、人権教育推進の 中核となるリーダーを育成するための講座を開 催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育基礎講座 (2 日2会 場) 受講者数:268 名 ・人権教育ミドルリーダー育成講 座(3 回) 受講者数:57名 	外部講師による講義・指導や 班別課題研究での学びあい等 を通して、さまざまな年代の教員 に対応した人権教育の推進と人 材育成が図られた。	(368)	人権教育 課

② 生徒指導に係る体制等の充実

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
少人数学級編制の実施	法律により義務付けられている小1から小4に加え、小5から中3までの全学年(小5から小6、中2・中3については少人数指導との選択制)において、35人学級編制をすべての小中学校で実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 法制化されている小1から小4に加えて、小5から中3までの全ての学年において少人数指導との選択により35人学級編制を実施し、小5から小6まで83学級、中学校の114学級を35人学級編制とした。 	35人学級編制を小1から小6、中1から中3までの全ての学年においてできるようにし、子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細やかで充実した学びを実現することができた。	1,734,393	教職員課
加配教員の配置	いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組みることができる教員の配置を行います。(中学校11名)	<ul style="list-style-type: none"> いじめの課題が顕著な中学校8校に計8人を加配し、いじめ問題に対する指導の充実に努めた。 	配置校において、専任教員を中心にしたいじめの早期発見・早期対応の体制づくりができた。引き続き、配置校の拡充により、いじめ問題の予防、対応への体制の充実に必要がある。	50,720	教職員課
スクーリング・ケアサポーター派遣事業	いじめの早期発見や困難な状況にある児童生徒の支援のため、児童生徒と年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして学校等に派遣する取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 15市町で実施。72小学校と7教育支援センターへ計109名を派遣し、いじめや困難な状況にある児童に個別対応をする。 	各市町でサポーターを対象に3回の研修会を実施し、実践力の向上に努めた。(サポーターが関わった986名のうち868名が好転した。)	(自治振興交付金)	幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
養護教諭の複数配置	いじめ対応の窓口となる養護教諭を複数配置し、その機能が十分に発揮できるようにします。 (中学校3名) 生徒指導の体制等の充実のため、義務標準法により大規模校に複数養護教諭を配置します。 (小学校11名、中学校8名) 上記の大規模校に続く規模の学校に、県単独予算により年度当初の小学校3か月間、中学校5か月間、複数養護教諭を配置します。 (小学校2名、中学校1名)	・中学校にいじめ対応を専任とする養護教諭を3校に配置。 ・義務標準法により大規模校である小学校(児童数851名以上)に11名、中学校(生徒数801名以上)に8名を配置。 ・県単独措置により、小学校(児童数800名以上)に2名を3ヶ月間配置、中学校(生徒数750名以上)に1名を5か月間配置。	養護教諭による教育相談・カウンセリング機能の充実により、いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。国に対応して、いじめ対応加配の拡充や複数配置校を拡充する取組を進め、いじめ対応と生徒指導に係る体制の充実を図る必要がある。	126,166	教職員課

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等とともに、必要に応じて県立特別支援学校に訪問し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○常駐モデル校:4中学校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校	・臨床心理士・公認心理師101名を配置等。小学校218校(内、重点校35校)、中学校全96校(内、常駐校4校、小中連携校8校)、義務教育学校全2校、高等学校全46校(内、重点校8校) ・子ども・保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施。いじめの早期発見・早期対応を図ることができた。	スクールカウンセラーが直接いじめに関わった件数は、小・中・高を合わせて158件のうち129件(82%)が早期対応、解決に結びついた。すべてのいじめの認知件数や会議の回数に比べると、まだまだスクールカウンセラーの関われる余地がある。	(170,078)	幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを19市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題の改善調整を行います。県立学校についても要請により訪問します。 また、スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校不適応の課題が大きい小学校30校にスクールソーシャルワーカー22名を配置。 ・いじめや友人関係の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、いじめの早期発見や未然防止につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校を含め、227校に支援を行うことができた。 ・学校不適応の問題にスクールソーシャルワーカーが関わり、アセスメントを行うことで、課題改善につながった。 	(49,712)	幼小中教育課

④ いじめへの対応に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業	学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急派遣等で専門家の助言を受け、教員が見通しをもって組織対応することが可能となり、児童生徒や保護者への適切な支援につながった。 ・緊急支援延べ61回、うち弁護士相談延べ33回 ・専門家チーム会議を開催(6月8日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全61回のうちいじめに関するものが44回あり、早期対応することで、効果的な支援に結び付いた。 	954	幼小中教育課

⑤ 学校運営の改善への支援

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
副校長・主幹教諭の配置	<p>県立学校、公立小中学校において、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を配置します。</p> <p>○令和5年度:80名 (県立副校長:13名、県立主幹教諭:7名、小中主幹教諭:60名)</p>	<p>・教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を、県立副校長13名、県立主幹教諭7名、小学校主幹教諭33名、中学校主幹教諭27名を配置し、校内体制の充実を図った。</p>	<p>配置校には、マネジメント機能発揮のための加配(非常勤)を配置し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保を図った。引き続き配置の充実を進める必要がある。</p>	—	教職員課

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第19条関係)

① インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
県立高校における情報教育	<p>高等学校教科「情報」の授業において、メールやブログ、SNS等を利用する際の注意事項を考へさせ、他人を誹謗・中傷するようないじめの発生を防止することや、受信する情報の信憑性等について指導します。</p>	<p>・6月の指導主事による学校訪問ならびに各科目のシラバスにおいて、県立高校における情報教育の指導計画を確認した。</p>	<p>県立高校における情報教育の指導計画を確認するとともに、県立高校の教職員が出席する会議等において、生徒に対し、より一層の啓発を図るよう指導した。</p>	—	高校教育課
保護者に対する啓発	<p>保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について、PTAと連携して啓発に努めます。</p>	<p>・各校で保護者へ、インターネットを通じて行われるいじめやスマートフォン上の危険性について啓発のための研修会が持たれた。</p>	<p>継続的に各校での啓発が行われるよう支援する必要がある。</p>	—	生涯学習課 幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
学校教育の情報化推進のための教職員研修	児童生徒を取り巻くインターネット環境の現状と課題をふまえた情報モラル教育に関する教職員研修を実施し、ネットいじめ等、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止に向けて教職員の指導力および授業力の向上を図ります。	・情報教育に関する研修においてネット上のトラブルの未然防止等の講義・演習を実施した。 ・サテライト研修として、市町教育委員会、学校等へ出向き研修を実施した。	ネット上の現状と課題について、演習やグループ協議を通じて、自分自身の問題としてとらえることができ、具体的な対処方法も理解することができた。今後も引き続き、情報モラル教育に関する研修内容の一層の工夫に取り組んでいく。	—	総合教育センター
青少年を対象とした非行・被害防止に係る情報発信	県警の各種SNS等を活用した情報発信のほか、関係機関や団体等と連携した各種啓発や情報発信による注意喚起を継続して呼び掛ける。	・少年課の公式SNS(X)での被害防止に向けた情報発信や不適切な書き込み者に対する注意喚起を行うほか、FMラジオや県警公式YouTube等を活用した情報発信活動を展開した。	青少年のインターネット利用(利用者)は増加していくと思われることから、今後継続的に各種情報発信活動に取り組んでいく。	—	警察本部 少年課

② インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
学校連絡制度の活用等	インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。	・いじめに関する事案発生時に学校と警察が緊密に連携を図られるよう、連絡制度により県教育委員会と県警察本部において平時から児童生徒の問題行動や非行事案について情報共有を図っている。	児童生徒の非行防止、犯罪被害未然防止、健全育成の目的のために個人情報に配慮した上で、学校と警察が相談しやすい双方の連絡制度を運用できた。	—	高校教育課 幼小中教育課

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第 20 条関係)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	いじめや不登校等の児童生徒の生徒指導上の諸課題について、県内の現状を調査・分析することにより、今後の生徒指導施策の推進に資することを目的として実施します。	・小中高の暴力・いじめ・不登校・長期欠席・中途退学について県内の現状を調査・分析し公表した。	県内のいじめ・不登校等生徒指導上の諸課題について把握することができ、重点校にスクールカウンセラー等を配置することで改善につながった。	—	幼小中教育課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会	県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行います。	・定期開催の委員会を1回実施した。	いじめの再発防止等の取組に関する助言を受け、本県の取組むべき課題が明らかとなった。	74	幼小中教育課

(7) 啓発活動(法第 21 条関係)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による広報啓発【再掲】	保護者向け情報誌「教育しが」や県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	・保護者向け情報誌「教育しが」により、保護者に対して啓発を行った。	保護者向け情報誌「教育しが」により、保護者に対し啓発を行い、いじめに係る相談窓口について継続的な発信を行った。	—	高校教育課 幼小中教育課

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額(千円)	所管課
人権啓発活動 推進費	人権が尊重される社会づくりをめざし、多様な広報媒体を活用した情報発信や参加型イベントの開催等により、幅広い対象に向けた人権啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアミックス人権啓発事業の実施 ・広報誌「ふれあいプラスワン」の発行(3回) ・じんけんミニフェスタ、ふれあい啓発の実施(計7回) ・市町人権啓発活動委託事業の実施(19市町) ・人権週間(12/4～12/10)における人権啓発活動の実施等 	多様な手法を用いて様々な機会を捉えて啓発事業を実施した結果、人権尊重意識を高めることができた。より一層人権尊重の意識が根付き、実践行動へとつながるよう、時期、場所、機会、手法、内容などを考慮、工夫した啓発事業を継続的に実施していくことが必要である。	(人権啓発全体額) 45,208	人権施策推進課
家庭教育活性化 推進事業	企業・事業所等家庭教育サポーター講座、PTA子育て語り合い講座、家庭教育出前講座、家庭教育協力企業協定制度を活用した企業における子育て環境づくり等により、家庭教育力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業・事業所等家庭教育サポーター講座を1事業所で開催した(参加者計33名)。また、子育て語り合い講座をオンラインを活用して3回実施(参加者計40名)したほか、課員が講師を務めた出前講座を9回(参加者計412名)実施した。 	出前講座の実施について、市町の教育委員会と連携して広報したり、オンラインと対面を併用したりして、多様な対象者が参加され、保護者をはじめ関係者との交流を図ることができた。	41	生涯学習課
保護者・児童生徒 用非行防止指導教 材	小学生、中学生ならびに各保護者を対象に作成したデジタル版非行防止指導教材「あじさい」「ひだまり」を掲載し、各家庭において、子どもへの規範意識を育む指導が適切に行えるよう支援します。 また、各教育現場に対し積極的な教材活用を依頼し、児童生徒の規範意識を育み、いじめの防止に向けた活動に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県警HPにデジタル版非行防止教材「あじさい」「ひだまり」を掲載するとともに、各教育現場に対して積極的な活用を依頼した。 	本教材を通じて、各家庭や学校現場において、保護者・児童生徒が互いにいじめ等について考え、規範意識の向上が図られた	—	警察本部 少年課

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第24条関)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会【再掲】	県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行います。	・定期開催の委員会を1回実施した。	いじめの再発防止等の取組に関する助言を受け、本県の取組むべき課題が明らかとなった。	(74)	幼小中教育課

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第27条関係)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
学校相互間の連携協力体制の整備	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報共有します。	・複数の学校の児童生徒が係わる事案が発生した場合においても学校間で連携が図られるよう、関係課において情報交換や情報共有を進めた。	滋賀県立学校いじめ問題調査委員会、滋賀県いじめ再調査委員会等で情報交換を行っているような体制を整えている。	—	高校教育課 幼小中教育課 子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)

(10) 学校評価(法第 34 条関係)

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
学校評価	<p>県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うにあたっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。</p> <p>また、評価の結果を公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、保護者や地域等の理解と参画を得て、家庭、地域との連携・協力による学校づくりを進めます。</p>	<p>各校で実施された学校評価の結果の公表と報告を求めた。</p>	<p>すべての県立学校において、「いじめ問題への対応」に関連する項目を設定し、それに基づき評価が実施され、公表されている。各学校における分析が改善策につなげるよう指導・助言していく必要がある。</p>	—	<p>高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課</p>

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
私立学校振興補助金	<p>私立学校がいじめの防止等の取組として実施する人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します。</p>	<p>人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、各学校の取組に応じて傾斜配分を行うことにより、経常的経費の補助を行った。</p>	<p>各学校の取組に応じて多傾斜配分を行うことで多様な悩みを抱えた生徒への個別対応などきめ細かな生徒指導に対応する支援につながった。</p>	<p>(補助金全体額) 3,472,304</p>	<p>子ども若者政策・私学振興課(私立大学・県立大学振興課)</p>

(2) 人権教育に対する支援

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
人権教育推進事業	私立学校教職員の人権意識を高め、人権教育の充実に資するため、人権教育 ○研修会の開催:全体研修会1回 現地研修会	滋賀県私立学校人権教育推進会議 ・現地研修:各校園で実施 ・全体研修:令和5年12月18日	現地研修はR4年度から各校園の実情に合わせて実施するよう変更。全体研修は対面による講演・グループ協議を実施した。参加者からの満足度は高かった。	17	子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)
私立学校人権教育代替教員給与補助金	人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるように代替教員を配置する場合には、当該代替教員の給与の一部を補助します。	・人権教育責任者がその職務に専念できるように代替教員を配置する場合には、当該代替教員の給与の一部を補助した。 (学校法人7法人)	代替教員の給与費の一部を補助することで、各校における人権教育の取組の実が図られた。	1,632	子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)
私学団体教職員研修事業補助金	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図る目的で私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助します。	・私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助した。(私学団体2団体)	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図ることができた。	219	子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)

(3) いじめの防止等に関する情報提供等

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
私立学校への情報提供等	文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校教職員も参加できるように取り組みます。	・文部科学省等のいじめの防止等に関する情報については迅速に私立学校へ提供した。 ・また、県教委等の実施する研修会に私立学校の教職員にも参加を促した。	いじめの防止等に関する情報について、適切に私立学校へ提供することができた。県教委等の実施する研修会に私立学校の教職員が参加した。	—	子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)

(4) 私立学校主管部局の体制整備

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
私立学校主管部局 体制整備	教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局である総務部私学・県立大学振興課に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるように体制整備を図ります。	・教員を一人配置し、県教育委員会との連携を図った。また、学校調査時にいじめの防止等について周知等を行った。	人員の配置により県教育委員会と連携を適切に図ることができた。	—	子ども若者政策・私学振興課(私学・県立大学振興課)

3 重大事態への対処

(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 【再掲】	県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行います。	・定期開催の委員会を1回実施した。	いじめの再発防止等の取組に関する助言を受け、本県の取組むべき課題が明らかとなった。	(74)	幼小中教育課

<p>生徒指導緊急 サポート事業 【再掲】</p>	<p>学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急派遣等で専門家の助言を受けられることにより、教員が見通しをもって組織対応することが可能となり、児童生徒や保護者への適切な支援に結びついた。 (緊急支援延べ61回、うち弁護士相談延べ33回) 専門家チーム会議を開催 (6月8日) 	<p>全61回のうちいじめに関 するものが44回あり、早期 対応することで、効果的な支 援に結び付いた。</p>	<p>(954)</p>	<p>幼小中教育 課</p>
-----------------------------------	--	--	--	--------------	--------------------

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
<p>滋賀県いじめ 再調査委員会</p>	<p>いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、同法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うため、知事の附属機関として「滋賀県いじめ再調査委員会」を設置し、その適正な運営を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 私立中学校におけるいじめ重大事態について、知事からの諮問を受けて調査を実施した(学校による調査と並行して調査を実施する法定外手続による対応)。 令和5年9月28日に上記諮問を受け、令和5年度中に延べ12回委員会を実施し、関係者への聞き取り調査や、調査報告書の記載内容の検討を行った。 	<p>左記のとおり、諮問後の約半年間で、12回の委員会を開催し、生徒、保護者、教職員等、県職員など幅広く関係者に対して聞き取り調査を行うなど、迅速かつ丁寧な調査に取り組めた。</p>	<p>3,298</p>	<p>総務課</p>

(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

事業名	事業の概要	実施結果	成果・課題	実績額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急派遣等で専門家の助言を受け、ることにより、教員が見通しをもつて組織対応することが可能となり、児童生徒や保護者への適切な支援に結びついた。 (緊急支援延べ61回、うち弁護士相談延べ33回) ・専門家チーム会議を開催 (6月8日) 	全61回のうちいじめに関するものが44回あり、早期対応することで、効果的な支援に結び付いた。	(954)	幼小中教育課
附属機関の設置に対する支援	職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町教育委員会の取組に対し、助言を行った。 	人材の確保と要請について職能団体引き続き依頼をしていく必要がある。	—	高校教育課 幼小中教育課

令和6年度

滋賀県いじめ防止基本方針
に基づく施策一覧

令和6年

滋 賀 県

本書は、平成 26 年3月 27 日に策定した「滋賀県いじめ防止基本方針」の「第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」に掲げる項目を施策の体系とし、これに基づき令和6年度に県が実施することとしている施策をとりまとめたものです。

- **新**は新規事業を、**拡**は既存事業に新たな要素などを加え拡充した事業を表す。
- 予算額欄に(自治振興交付金)と記載がある事業は、市町振興課が所管する「自治振興交付金」として県の予算に計上されている事業を指す。
- 事業名欄に【再掲】と記載がある事業の予算額は、()で記載している。

1・施策の体系

1 いじめの防止等のために県が実施する施策
(1) 学校におけるいじめの防止(法第 15 条関係)
① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実
② 児童生徒が自主的に行うものに対する支援
③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
(2) いじめの早期発見のための措置(法第 16 条関係)
① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施
② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備
③ 児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備
④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
(3) 関係機関等との連携等(法第 17 条関係)
(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上(法第 18 条関係)
① 教員の資質能力の向上
② 生徒指導に係る体制等の充実
③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保
④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保
⑤ 学校運営の改善への支援
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第 19 条関係)
① インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動
② インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備
(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第 20 条関係)
(7) 啓発活動(法第 21 条関係)
(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第 24 条関係)
(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第 27 条関係)
(10) 学校評価(法第 34 条関係)
(11) いじめで悩む子どもへの組織的支援
2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援
(1) いじめの防止等の取組に対する支援
(2) 人権教育に対する支援
(3) いじめの防止等に関する情報提供等
(4) 私立学校主管部局の体制整備
3 重大事態への対処
(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査
(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

2・施策の内容

1 いじめの防止等のために県が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止(法第15条関係)

(注)基本方針では、県立学校におけるいじめの防止のための施策について定めていますが、同様の目的で市町立学校等を対象に実施する施策についても併せて掲載しています。以下、(2)～(11)についても同様とします。

① 全ての教育活動を通じた道徳教育や人権教育および体験活動等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業	児童生徒の思いやりの心や美しいものに感動する心、自立心や責任感を育むなど、道徳教育の充実を図るため、拠点推進地域(2市)と推進校(県立高校1校)において実践的な研究に取り組むとともに、道徳教育推進教師の専門性を高める研修を実施します。 ○ 道徳教育推進教師研修会の開催:年2回 ○ 道徳教育推進協議会の開催:年3回	6,400	高校教育課 幼小中教育課
人権教育研究推進事業	学校における人権教育に関する指導方法の改善および充実に資することを目的とした研究を実施し、人権教育の一層の推進を図ります。また、子どもの主体性、多様性、持ち味といった視点を大切に実践研究を行い、その成果を県内に発信します。 ○ 指定校:1校	300	人権教育課
人権教育指導力育成事業	若手教員の人権感覚と指導力の向上とともに、人権尊重を根幹とした学校づくり、学級づくりの実践力育成を図ります。また、人権教育推進の中核となるリーダーを育成するための講座を開催します。	470	人権教育課
生きぬく力の礎育み事業	困難な状況にある子どもと家庭を支援するため、学校・園・所・関係機関、家庭および地域社会との持続可能な連携体制の構築を図るとともに、子どもたち一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことのできる居場所づくり、自己有用感や自己効力感等を味わうことのできる出番づくりに取り組むことによって、生きぬく力の礎となる自尊感情を育む取組を推進します。 ○ 推進学区:30 中学校区	3,172	人権教育課
人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業	子どもたちの人間関係の希薄化や孤立化、子どもたちの主体性を発揮する機会の減少が危惧される中、教育活動の基盤に人権教育を位置づけ、誰一人取り残さない、人と人が豊かにつながり合う学校づくりを推進し、子どもたち一人ひとりの学びと育ちを支援することによって、互いの多様性を認め合い、一人ひとりが主体性をもって自己実現をめざす子どもの育成を図ります。 ○ ベース校:3校(小学校2校、中学校1校)	690	人権教育課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
交流及び 共同学習	<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校等において、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となった取組を推進します。</p> <p>令和4年度から開始した副籍制度(障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組み)により、それぞれの学びの場で、障害のある児童が専門的な教育を受けつつ、地域とのつながりを深めていくことができるよう、取組を進めます。</p>	1,428 (副籍のみ)	特別支援教育課
びわ湖フローティングスクール事業	<p>子どもたちの環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開します。</p>	339,021	幼小中教育課
森林環境学習 「やまのこ」事業	<p>森林への理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもたちの人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、小学4年生を対象に森林体験学習を実施します。</p> <p>○ 参加校:234校</p>	118,941	森林政策課
「たんぼのこ」 体験事業	<p>農業体験を通じて、農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ぶ「農からの食育」を推進するため、小学生自らが田んぼや畑に入り、農産物を「育て」、「収穫し」、そして調理して「食べる」という一貫した体験学習の取組を支援します。</p>	(自治振興 交付金)	みらいの 農業振興課
びわ湖ホール舞台芸術体験事業 (「ホールの子」事業)	<p>滋賀県文化振興基本方針(第3次)の重点施策である「誰もが文化芸術に親しめる場の提供」を実現するため、びわ湖ホールにおいて、県内の小学生等を対象とした音楽公演を実施し、子どもたちが舞台芸術に直接触れる機会を提供します。令和6年度は、6月に6日間12公演を実施します。</p>	46,826	文化芸術振興課
美ココロ・パートナーシップ事業	<p>多様な環境下にある子どもたち(別室登校・不登校児童生徒等)を対象に、若手芸術家を本事業の講師である「美ココロ・パートナー」として派遣し、様々な芸術に触れ、豊かな心を育む文化芸術体験プログラムを提供します。</p>	2,038	文化芸術振興課

③ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校教員向けいじめ対応リーフレットの活用	いじめの防止に向け、基本的な考え方、未然防止の取組、早期発見・早期対応の具体的方法、関係機関連携、重大事態への対応についてまとめたリーフレットの校内研修等での一層の活用を促すとともに、それをもとにして、PTAや地域の研修会等でいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	幼小中教育課
保護者向け情報誌「教育しが」等による啓発	保護者向け情報誌「教育しが」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	—	高校教育課 幼小中教育課
児童生徒等を対象とした非行防止教室	児童生徒を対象とした非行防止教室(オンライン非行防止教室を含む)等を開催し、規範意識を高め、いじめの防止につなげます。	—	警察本部 少年課
新型コロナウイルス感染症等の正しい理解	様々な感染症の対策について留意事項を周知し児童生徒が安心して充実した学校生活を送れるように啓発します。	—	保健体育課

(2) いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)

① 児童生徒に対する定期的な調査等の実施

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等の実施	県立学校に対し、児童生徒に対するアンケート調査や個別面談等を学期に1回以上実施し、的確な実態把握に努めるよう指導します。 また、市町立学校においても同様の措置が講じられるよう、市町教育委員会に依頼します。	—	幼小中教育課

② いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センターの相談電話(こころんだいやる)において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関するあらゆる問題の相談に対応し、気軽に相談できる場の確保を図ります。	33,961	子どもの育ち 学び支援課

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
24時間子供SOSダイヤル(子どもナイトダイヤル)	夜間の相談電話「24時間子供SOSダイヤル」(子どもナイトダイヤル)と「こころんダイヤル」とあわせて24時間電話相談体制を整え、子どもや保護者からの相談に対応します。	3,881	幼小中教育課
こころのサポートしがLINE相談事業	これまでからの電話や対面による相談に加え、若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、不安や悩みを抱えた子どもから大人に対し、問題の深刻化の未然防止と早期支援に繋げるために有効な相談支援体制の充実を図る。	18,806	健康福祉政策課 障害福祉課 子どもの育ち 学び支援課 労働雇用政策課 幼小中教育課 男女共同参画センター

③ 児童生徒やその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセラー等活用事業	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等するとともに、要請に応じて県立特別支援学校等に訪問できる体制を作り、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○常駐モデル校:4中学校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校 ○特別支援学校モデル校:5校	183,906	幼小中教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを19市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題改善の調整を行います。県立学校等についても要請により訪問します。 スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	62,553	幼小中教育課
「届ける家庭教育支援」地域活性化事業	地域住民等で構成される家庭教育支援チームが困難な課題を抱える家庭に訪問し、相談対応や専門機関への橋渡しなどを行う「訪問型家庭教育支援」に新たに取り組む市町の取組を支援するとともに、令和2年度から取り組んできたモデル事業から得た知見や手法を活かし、「届ける家庭教育支援」の取組地域の拡大と活性化を図ります。	1,463	生涯学習課

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
指導主事による学校訪問等の実施	指導主事が県立学校や市町教育委員会を通じて学校へ訪問し、学校における「いじめ対策委員会」の活動状況や生徒指導体制について把握し、指導・助言します。 また、前年度のいじめ認知件数がゼロであった学校を訪問し、取組状況を把握し、指導・助言します。	—	高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
学校教員向けいじめ対応リーフレットの活用【再掲】	いじめの防止に向け、基本的な考え方、未然防止の取組、早期発見・早期対応の具体的方法、関係機関連携、重大事態への対応についてまとめたリーフレットの校内研修等での一層の活用を促すとともに、それをもとにして、PTAや地域の研修会等がいじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	—	幼小中教育課

(3) 関係機関等との連携等(法第17条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ問題対策連絡協議会	県と関係機関・団体が連携を図り、いじめの防止等のための対策を推進するため、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関間で情報の共有や対策についての協議、連絡調整を行います。 ○会議開催:年2回(8月、11月予定)	110	子どもの育ち 学び支援課 幼小中教育課
学校と警察の連絡制度	学校および警察で把握した児童生徒の非行事案やいじめ等問題行動事案等の情報を適時適切に相互連絡し、学校と警察が連携した指導・助言を行い、健全育成を図ります。	—	高校教育課 幼小中教育課 警察本部 少年課
地域学校協働本部事業	地域と学校との連携・協働体制の構築を図り、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動の充実を図ります。 ○地域学校協働活動を実施する本部の数:16 市町 163 本部 彦根市(7本部) 長浜市(1本部) 近江八幡市(23 本部) 草津市(20本部) 守山市(13本部) 栗東市(4本部) 甲賀市(15本部) 野洲市(13本部) 湖南市(13 本部) 高島市(6本部) 東近江市(31 本部) 米原市(6本部) 日野町(6本部) 竜王町(1本部) 甲良町(3本部) 多賀町(1本部)	25,773	生涯学習課

コミュニティ・スクール推進事業	コミュニティ・スクールの導入により地域とともにある学校づくりを積極的に推進します。 CSアドバイザー派遣、研修の充実、推進協議会の開催等、市町および県立学校における導入、促進の充実に向けた支援体制を構築します。	2,144	生涯学習課
生徒指導緊急特別対応事業	警察官OBが学校へ訪問し、いじめの防止や困難な問題の解決に向けた学校の取組を支援するとともに、学校と警察、児童相談所、医療機関等との連携を促進します。	8,886	幼小中教育課
滋賀県人権相談ネットワーク協議会	いじめ等、人権に関する様々な悩みに的確に対応できるよう、「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」を組織し、国や県、市町の人権に関する相談機関間で相互に連絡調整や情報交換を行います。また、相談窓口の広報を行います。 ○会議・研修会開催：年2回	261	人権施策推進課
子ども若者総合相談窓口	小学生～39歳までの子どもや若者の様々な相談に応じます。子ども・保護者・関係者を対象とします。 思春期において、ストレスにうまく対処できないなど様々な悩み(いじめ等による悩みを含む)を持つ子どもやその保護者、関係者を対象に相談支援を行います。	4,043	子どもの育ち学び支援課

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上（法第18条関係）

① 教員の資質能力の向上

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
人事評価の取組	教員が自己目標を設定する際の重点項目の中に、いじめの早期発見、早期対応の観点を取り入れて、教職員全体の意識を高めます。	—	教職員課
教職員研修	教職経験に応じた、いじめの未然防止、いじめへの適切な対応、学級経営、子ども対応、人権教育、性同一性障害、特別支援教育等のスキルアップに関する研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。	—	総合教育センター
生徒指導推進事業	すべての公立学校の生徒指導担当者や教育相談担当者等を対象に、専門家による講義や優れた実践例についての情報交換等を内容とする研修を行い、教員の資質能力の向上を図ります。 ○研修会開催時期： 教育相談担当者を対象とした研修会 6月～8月 生徒指導担当者を対象とした研修会 8月 管理職を対象とした研修会 11月	230	高校教育課 幼小中教育課

スクールカウンセラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等するとともに、要請に応じて県立特別支援学校等に訪問できる体制を作り、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○常駐モデル校:4中学校 ○特別支援学校モデル校:5校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校	(183,906)	幼小中教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業 【再掲】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを19市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題改善の調整を行います。県立学校等についても要請により訪問します。 スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	(62,553)	幼小中教育課
高等学校特別支援教育推進事業	高等学校特別支援教育巡回指導員を定期的に学校へ派遣し、教職員への特別支援教育の専門性向上に関する指導助言や、個別の教育支援計画等の作成および活用の指導・助言等を行い、教員の指導力向上を図ります。	4,024 (巡回指導員)	特別支援教育課
高等学校特別支援教育体制整備事業	高等養護学校と高等学校等による協議会を設置し、地域の高等学校における特別支援教育の課題解決を図ります。また、学識経験者・医療・福祉・労働関係者等の専門家による指導・助言等のほか、研修等を通じて、各学校での特別支援教育の理解と専門性の向上につなげます。	18,486	特別支援教育課
人権教育指導力育成事業 【再掲】	若手教員の人権感覚と指導力の向上とともに、人権尊重を根幹とした学校づくり、学級づくりの実践力育成を図ります。また、人権教育推進の中核となるリーダーを育成するための講座を開催します。	(470)	人権教育課

② 生徒指導に係る体制等の充実

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
少人数学級編制の実施	法制化されている小1から小5に加え、小6から中3までの全年(小6、中2・中3については少人数指導との選択制)において、35人学級編制をすべての小中学校で実施します。	1,555,673	教職員課
加配教員の配置	いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組むことができる教員の配置を行います。 (中学校 11名)	68,761	教職員課

スクーリング・ケア サポーター派遣事 業	いじめの早期発見や不登校をはじめとする困難な状況にある児童の支援のため、児童と年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして学校等に派遣する取組を支援します。	(自治振興 交付金)	幼小中教 育課
養護教諭の複数 配置	いじめ対応の窓口となる養護教諭を複数配置し、その機能が十分に発揮できるようにします。 (小学校1名、中学校3名) 生徒指導の体制等の充実のため、義務標準法により大規模校に複数養護教諭を配置します。 (小学校12名、中学校7名) 上記の大規模校に続く規模の学校に、県単独予算により年度当初、小学校3か月間・中学校5か月間、複数養護教諭を配置します。 (小学校5名、中学校7名)	小学校 94,910 中学校 80,638	教職員課

③ いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
スクールカウンセ ラー等活用事業 【再掲】	心理に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーをすべての県立高校、県立中学校および市町立小・中・義務教育学校に配置等するとともに、要請に応じて県立特別支援学校等に訪問できる体制を作り、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。 ○常駐モデル校:4中学校 ○小中連携校:8中学校 ○小学校重点校:35校 ○高等学校重点校:8校 ○特別支援学校モデル校:5校	(183,906)	幼小中教育課
スクールソーシャ ルワーカー活用 事業 【再掲】	福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを19市町の拠点小学校に配置し、福祉等の関係機関と連携して児童生徒が抱える課題改善の調整を行います。県立学校等についても要請により訪問します。 スクールソーシャルワーカーが講師を務め、福祉的な視点からの児童生徒支援に関する校内研修会等を開催して、教員の資質能力の向上を図ります。	(62,553)	幼小中教育課

④ いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業	学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	1,004	幼小中教育課

⑤ 学校運営の改善への支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
副校長、主幹教諭の配置	県立学校、公立小中学校において、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保するため、副校長・主幹教諭を配置します。 ○令和6年:79名 (県立副校長:13名、県立主幹教諭:6名、小中主幹教諭:60名)	—	教職員課

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進(法第19条関)

① インターネットやスマートフォン等を利用したいじめの防止等のための啓発活動

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
県立高校における情報教育	高等学校教科「情報」の授業において、メールやブログ、SNS等を利用する際の注意事項を考えさせる中で、他人を誹謗・中傷するような情報発信をしないことや、受信する情報の信憑性等について指導します。	—	高校教育課
保護者に対する啓発	保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性について、PTAと連携して啓発に努めます。	—	高校教育課 幼小中教育課
学校教育の情報化推進のための教職員研修	児童生徒を取り巻くインターネット環境の現状と課題をふまえた情報モラル教育に関する教職員研修を実施し、ネットいじめ等、児童生徒のネット上のトラブルの未然防止に向けて教職員の指導力および授業力の向上を図ります。	—	総合教育センター
青少年を対象とした非行・被害防止に係る情報発信	県警の各種SNS等を活用した情報発信のほか、関係機関や団体等と連携した各種啓発や情報発信による注意喚起を継続して呼び掛ける。	—	警察本部 少年課

② インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校連絡制度の活用等	インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努めます。	—	高校教育課 幼小中教育課

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等(法第20条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	いじめや不登校等の児童生徒の生徒指導上の諸課題について、県内の現状を調査・分析することにより、今後の生徒指導施策の推進に資することを目的とし実施しています。	—	幼小中教育課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会	県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行います。	339	幼小中教育課

(7) 啓発活動(法第21条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
保護者向け情報誌「教育しが」等による広報啓発【再掲】	保護者向け情報誌「教育しが」、県教育委員会ホームページ等を活用して、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性に関する啓発を図るとともに、いじめに係る相談制度等についての広報に努めます。	—	幼小中教育課
人権啓発活動推進費	人権が尊重される社会づくりをめざし、多様な広報媒体を活用した情報発信や参加型イベントの開催等により、幅広い対象に向けた人権啓発を行います。	(人権啓発全体額) 46,819	人権施策推進課

<p>交流及び共同学習【再掲】</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校等において、障害のある子どもと障害のない子どもが、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と、教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となった取組を推進します。</p> <p>令和4年度から開始した副籍制度(障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組み)により、それぞれの学びの場で、障害のある児童が専門的な教育を受けつつ、地域とのつながりを深めていくことができるよう、取組を進めます。</p>	<p>(1,428)</p>	<p>特別支援教育課</p>
---------------------	---	----------------	----------------

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
<p>保護者・児童生徒用非行防止指導教材</p>	<p>小学生および中学生ならびに各保護者を対象に作成したデジタル版非行防止指導教材「あじさい」「ひだまり」を県警HPに掲載して、各家庭において、子どもの規範意識を育むための指導が適切に行えるよう支援します。</p> <p>また、各教育現場に対し積極的な教材活用を依頼し、GIGAスクール端末等で活用してもらうなど、児童生徒の規範意識を育み、いじめの防止に向けた活動に取り組みます。</p>	<p>—</p>	<p>警察本部 少年課</p>

(8) 県教育委員会によるいじめに対する措置(法第24条関)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
<p>滋賀県立学校いじめ問題調査委員会【再掲】</p>	<p>県教育委員会の附属機関として「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を設置し、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて、その対処や再発防止に資するための調査を行うとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議を行います。</p>	<p>(339)</p>	<p>幼小中教育課</p>

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備(法第27条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校相互間の連携協力体制の整備	いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が適切に対処できるよう、県教育委員会と私立学校主管部局は平素から情報交換を行うとともに、市町教育委員会や学校法人と情報を共有します。	—	子ども若者政策・私学振興課 高校教育課 幼小中教育課

(10) 学校評価(法第34条関係)

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
学校評価	県立学校で行う学校評価において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、ならびにいじめの実態の把握およびいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにします。 また、評価の結果を公表・説明することにより、説明責任を果たすとともに、保護者や地域等の理解と参画を得て、家庭、地域との連携・協力による学校づくりを進めます。	—	高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課

2 私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援

(1) いじめの防止等の取組に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校振興補助金	私立学校がいじめの防止等の取組として実施する人間性を育む体験学習、スクールカウンセラー等による教育相談、教員の研修派遣、きめ細かな学習指導のための少人数教育等について、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します。	(補助金 全体額) 3,526,552	子ども若者政策・私学振興課

(2) 人権教育に対する支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
人権教育推進事業	私立学校教職員の人権意識を高め、人権教育の充実向上を図るための研修を実施します。 ○研修会の開催:現地研修会 (各校園の実情に即して実施できるよう研修先を案内) 全体研修会(令和6年12月16日予定)	30	子ども若者政策・私学振興課
私立学校人権教育代替教員給与費補助金	人権教育の質を高めるため、私立学校の人権教育責任者がその職務に専念できるよう代替教員を配置する場合に、当該代替教員の給与費の一部を補助します。	1,856	子ども若者政策・私学振興課
私学団体教職員研修事業補助金	私立学校教職員の人権教育に関する資質向上を図る目的で私学団体が行う研修事業の実施に要する経費の一部を補助します。	303	子ども若者政策・私学振興課

(3) いじめの防止等に関する情報提供等

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校への情報提供等	文部科学省等のいじめの防止等に関する情報を私立学校に迅速に提供します。県教育委員会が実施するいじめの防止等に関する研修会に私立学校教職員も参加できるよう取り組みます。	—	子ども若者政策・私学振興課

(4) 私立学校主管部局の体制整備

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
私立学校主管部局体制整備	教育に関する知識および経験のある職員を私立学校主管部局である子ども若者部子ども若者政策・私学振興課に配置し、県教育委員会との連携を図ることにより、学校調査時に必要な支援を行うとともに、重大事態があった場合等にも適切に対応できるよう体制整備を図ります。	—	子ども若者政策・私学振興課

3 重大事態への対処

(1) 県立学校および私立学校において重大事態が発生した場合の学校の設置者または学校による調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 【再掲】	県教育委員会が調査主体となる場合、「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」において調査を行います。	(339)	幼小中教育課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	学校が調査主体となる場合、適切に調査が実施できるよう、学校からの求めや重大事態の性質に応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授で構成	(1,004)	幼小中教育課

(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
滋賀県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項および第31条第2項の規定による調査を行うほか、同法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行うため、知事の附属機関として、「滋賀県いじめ再調査委員会」を設置し、その適正な運営を図ります。	488	総務課

(3) 市町立学校において重大事態が発生した場合の支援

事業名	事業の概要	予算額 (千円)	所管課
生徒指導緊急サポート事業 【再掲】	市町教育委員会からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を派遣し、重大事態に迅速かつ的確に対処できるよう支援します。 ○緊急支援専門家チーム： 弁護士、医師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、大学教授等で構成	(1,004)	幼小中教育課
附属機関の設置に対する支援	職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整え、市町教育委員会が調査のための附属機関を設置することに対して支援します。	—	幼小中教育課